

平成18年第8回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成18年12月13日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員  
 1 番 三和 郁子                      2 番 矢野 隆行  
 3 番 梶山 幾世                      4 番 内田 聡史  
 5 番 奥村 治男                      6 番 藤村 洋二  
 7 番 西本 俊吉                      8 番 本田 章紘  
 9 番 鈴木 市朗                      10 番 田中 良隆  
 11 番 藤下 茂昭                      12 番 中島 一雄  
 13 番 田中 孝嗣                      14 番 中田 幸子  
 15 番 小島 進                        16 番 川口 東洋  
 17 番 野並 享子                      18 番 小菅 六雄  
 19 番 原田 薫                        20 番 田中榮太郎  
 21 番 林 克                           22 番 荒川 泰宏  
 23 番 河野 司                        24 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 長	米澤 博	政策推進部長	山中 清嗣
総 務 部 長	北口 守	市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子
都市建設部長	島村 平治	環境経済部長	山田 和広
教 育 部 長	南 喜代志	政策推進部長次	高田 一巳
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	田中 正二
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	田中 ふじ江	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男
環 境 経 済 部 次 長	岡野 勉	教 育 部 次 長	馬場 豊

広報秘書課長 富田 久和                      総務課長 中島 宗七  
企画財政課長 佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長 山中 重樹                      事務局次長 井狩 重則  
書記 赤坂 悦男                      書記 荒川 貴之

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 一般質問

開議                      午前9時00分

議事の経過

(再開)

議長(田中榮太郎君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(田中榮太郎君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員23名、欠席議員1名、欠席議員は11番、藤下茂昭君であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付いたしておりますとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第2)

議長(田中榮太郎君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第18番、小菅六雄君、第19番、原田 薫君を指名いたします。

(日程第3)

議長（田中榮太郎君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、一般質問一覧のとおり順次質問を許します。質問にあたっては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第1番、三和郁子君。

1番（三和郁子君） おはようございます。1番、三和郁子でございます。

1番に、いじめに耐えきれず自ら命を絶つという痛ましい出来事に対しまして、心から哀悼の意を捧げたいと思います。

子どもたちの命を守れない大人の無知、子どもたちを本当に大人が守っていかなければならない、大人のこの社会の責務を痛感いたしております。悩める子どもたち、どんこのおばさんの胸に飛び込んできてください。強く伝えておきます。

それでは、教育環境関連について質問をさせていただきます。

県教委は11月16日、いじめといじめのある可能性の事例の調査統計を発表しました。それによれば、小学校231校で626件、中学校100校で501件、高校や養護学校など61県立校で80件、合計1,207件、約40%の学校では事例が見つからなかったとのこと。事例件数にはいじめの可能性がうかがえる、いじめが心配される事例も含むものであり、17年度件数と単純比較はできないとの県教委の所見があるものの、実に17年度対比10.5倍と驚くべき件数と言えます。ちなみに、17年度はいじめ発生件数は合計115件、前年度比11.7%増となっています。命をかけて訴えても、いじめの実態は見つからないとか、いじめが自殺の要因とは認識できないといった危機意識や重大事ととらえない学校認識が不安になります。

私は、いじめはどの学校にもあるとの前提で最新の注意を払わなければならないと考えております。さらに、家庭、地域、学校、教育関係者など、総力を挙げて立ち向かわなければ、純粋な子どもたちの心、命を守ることはできません。

過去にいじめに遭った人たちも含め異口同音に言います。いじめはいつまでも続くものではありません。明るく振る舞い、人にやさしくじっと我慢して今のつらさをやり過ごせば、きっとすばらしい人生が待っているから、死ぬなんて思わないで頑張ろうと。確かに、この言葉は真実かと思えます。

私は一方で、じっと我慢して耐えなくてもいいのよと救いの手を差し伸べてあげなければ、その子の心を支えることができないと思います。軽い気持ちで思わぬ結末や純真な子どもを傷つける不幸をこれ以上つくってはいけません。今の大人社会では、倫理的に

おかしいと思われることで、毎日のように謝罪する場面がマスコミで報道されています。いじめ問題についても全く同じです。子どもたちはこのような大人を信用しているのでしょうか。子どもたちに何かを発信しても信用するのでしょうか。

このような観点から伺います。

第1点、教育のあり方そのものが問われる形で社会問題化しているいじめの現状をどのようにとらえておられるのか。

第2点、県教委へのいじめ事例報告内容は。

第3点、野洲市の本年度のいじめ件数は、4月から9月、ゼロ件、10月以降、小中学校計8件の件数がカウントされたことのことです。急増した理由を、教育長からこの点検調査をよい機会に云々、このすべてに対応するようにとの方針を受け取り組んだ結果の表れと説明されています。これは、今まではしっかり調査していなかった、しっかり調べたらありましたということに他なりません。このような認識が、今の社会問題へと連鎖しているのではないのでしょうか。あったものがなかった、なかったものがあった、これは天地の違いです。説明を何うと同時に、今後どのように意識改革するのか所見を求めます。

第4点、文部科学省を含む一連の動きに対する野洲市の取り組みについて説明を受けておりますが、現在進行形のいじめに対する現場の取り組みについての説明がありません。3項伺います。

1、今までの取り組みとの変化は。

2、どのように取り組むのか。

3、質問第3点の10月以降認識されているいじめ8件への対応、現状は。

第5点、じっと我慢して耐えなくてもいいのよと言えるセーフティーネットの考えを伺います。

第6点、今のいじめは誰かのしたこと、誰かのメール1本でほんのささいなことからも唐突に始まっています。中でもメールは、通信手段によるいじめの実態把握は極めてやっかいと言えます。現在、また今後どのように対処していくつもりか所見を伺います。

いじめに関して、以上6点の質問をいたしました。おざなりな考えや認識では、この難局を切り拓けないと痛感します。命のやりとりの現場との真摯で真剣な意識が必要です。

次に、第7点、IT教育に関連して伺います。

旧野洲町では、文科省の指針ミレニアム・プロジェクト「教育の情報化」に沿って、平成16年度に購入方式で小中学校のコンピューターが新機種により整備されました。新市

における現状は、旧中主の学校と旧野洲町の学校では機種、OSソフト、児童・生徒1人当たりの台数において格差、不公平が生じていると認識しております。

詳細な現状説明とその対策について所見を伺います。

2件目、野洲市子ども条例策定関連について伺います。

日本の総人口は減少をたどり始めました。しかし、国立社会保障・人口問題研究所による都道府県将来人口推計によれば、2000年の人口を100とした場合、2030年まで人口増加が推計されるのは東京、神奈川、滋賀、沖縄の4都県のみで、他の道府県は減少すると推計しています。二十数年後の野洲市は、指数約115の推計となっております。

平成2年の国勢調査人口、両町合わせて4万3,671人が、本年には5万人の大台に乗り、人口増の傾向はさらにはっきりしてまいりました。それに伴い、18年4月の就学対象の子どもたちは、ゼロ歳から6歳で平成10年対比4.9%増、同じく7歳から12歳で22.3%増加し、今後も継続的に増加すると思われれます。

人口減少の日本にとって、今の子どもたちは21世紀を担う大切な宝です。野洲市として、この子どもたちを安全に、心身共に健全に育てる大切な責務があります。このことにかんがみ、人にやさしく自然を愛し、人権が守られた平等で健全な子どもが育ち、子どもを育てるため、本年3月30日施行の滋賀県子ども条例を受け、野洲市においても基本的な理念、環境規範を早急に定める必要があると考えます。2005年3月議会でのまちづくり基本条例にあわせた寄附条例、本年3月議会でのパブリックコメント条例策定提案に続き、野洲市子ども条例策定を提案し、所見を伺います。

3件目、行政改革、財政健全化計画、平成19年度予算編成関連について伺います。

旧野洲町では14年秋の財政非常事態宣言、また15年春より財政構造改善計画が両町で推進されてまいりました。しかし、今までのような財政運営では平成20年度10億円、平成21年度から毎年15億円を超える赤字が生じ、平成21年度には25億円の累積赤字に達し、何らかの財政改善策を講じなければ、財政再建団体に転落する厳しい事態となっております。硬直化した財政構造からの脱却を図らなければ、野洲市の将来は危ういものと、これまでに何度も発言してまいりました。このことにかんがみ伺います。

第1点、今次策定の財政健全化計画案では、計画相当年次18年度から22年の間に当初設定改善額として13億6,500万円が計画されています。ただし、この数値は今後目標額設定がされる複数の改善項目があり、さらに上乘せされることになっておりますが、しかし健全化計画書には年度ごとの改善目標値がありません。少なくとも18年度から2

2年度、5年間に相当する健全化収支改善シミュレーションがなくてはなりません。この目標数値設定なしに、各部局は19年度の予算を構築することができるのでしょうか。さらに、毎年度改善達成度を検証しようにも確かめようがありません。

民間企業であれば、今申し上げたシミュレーションなしに計画策定などあり得ません。計画期間中の営業年度ごとに目標値を設定し、その達成度を少なくとも半期ごとにチェックし、未達が予測される場合、営業計画を見直し、目標達成に向け最大限の努力を払います。さもなくば、信用不安を招き、社会からその存在を否定され、企業は消滅してしまいます。自治体にそれはないと安穩としてはいけません。

この観点から、中期財政見通し表に準じた18年度から22年度の収支改善計画表を提示の上、説明を求めます。

第2点、19年度予算編成に向け、概算要求が提示されていると思います。各部局、委員会別に18年度の概算要求と対比の上、要求額を伺います。

第3点、予算編成方針によれば、本年度ゼロベースによる補助金の見直しによる基準を策定し、来年度実施とあります。策定される基準はどのような概念、基準のもと策定するのか。現行と対比の上、説明を求めます。

第4点、同じく予算編成方針に行政評価システムの外部評価の導入に向けた準備を進めるとあります。準備とはどのようなことか、またどのような外部評価の形をイメージしているのか伺います。

第5点、同じく19年度予算編成にあたっては、緊縮方針が述べられています。私の記憶では、近年は毎年緊縮予算が唱えられながら、結果的に膨張予算となり、財政構造の悪化、収支の悪化をたどってきた経緯があります。精神論、お題目の方針では、効果が出るとは思えません。方針にあるように、強いシーリングの意思と明確な数値設定により、改善を強く求めなければ実効性はないと考えます。

そこで、予算方針について3項確認させていただきます。

1、財政非常事態の野洲としては、本来であれば各部局、委員会が概算要求構築前に予算編成方針を提示してしかるべきかと考えますが、所見を伺います。

2、現年度当初予算と比較して大幅な緊縮型とならざるを得ないとは、定量的に説明を求めます。

3、シーリングの具体的な設定については、後日別途に通知するとありますが、予算編成作業が進捗している段階であり、各部局、委員会に示されているものと思料します。来

年3月議会の予算提案があつてからでは、議会のチェック機能が働きません。今議会での内容説明を求めます。

第6点、19年度新幹線新駅負担金2,400万円の支払いをメディアを通して表明されているようですが、その所見を伺います。

第7点、職員の飲酒運転に対する野洲市の懲戒処分基準を伺います。

議長（田中榮太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） おはようございます。三和議員の学校教育環境関連のご質問にお答えをいたします。

1点目のいじめの現状のとらえ方についてであります。理由のいかんに関わらず将来ある若い子どもたちが心を傷つけられ、大切な命まで自ら絶つようなことが続くいじめ問題につきましては、早急に対応しなければならない国民的な課題であり、本市といたしましても厳しく受けとめているところでございます。

2点目の県教委へのいじめの報告内容についてでございますが、いじめにつきましては、市内では小学校、中学校の両方で起こっています。その内容につきましては、人の心を傷つける言動によるものや、集団で特定の児童・生徒を仲間はずしするなどのものです。なお、それぞれの事例をいじめ、いじめの可能性がうかがえる、いじめの可能性があると分類して報告は求めています。10月以降の県の指導に従って、報告のあった事例については、すべていじめととらえています。

続いて、3点目のいじめに対する認識と意識改革についてお答えをいたします。

9月までの県への報告には、いじめについては明らかなものという基準で、10月以降の可能性がうかがえる、心配されるというものではありませんでした。ですから、議員ご指摘のように、学校が認識していなかったとか、隠蔽していたものではありません。学校の現場では、いじめに対しても他の問題でも、たとえ報告がゼロであっても、可能性がうかがえたり、心配される内容については、大切な児童・生徒をはぐくむために、誠心誠意対応するよう頑張っています。

また、今回のことを大きな機会と教訓にいたしまして、既に特にいじめ問題に対するアンテナを高くして、さらにきめ細かいケアを実行しています。

続いて、4点目の野洲市のいじめに対する学校現場の取り組みについてお答えいたします。

まず、いじめに対する危機意識の向上と実践力を身に付けること、そして学校組織とし

でのいじめに対する点検と取り組みを確認するための教職員研修を実施いたしました。それと同時に、学級担任を中心とした教師による児童・生徒のチェックリストを用いた観察や、心のアンケートと全員対象の教育相談を実施し、児童・生徒の内面や外面の状態を見取りました。また、悩みのある児童・生徒に対しましては、すぐに心のケアと適切な対応を行いました。さらに、家庭や地域での児童・生徒の様子を見ていただいたり、保護者の相談機会を保障したりするために、学校だよりや学年通信等で啓発を行いました。

10月以降のいじめの対応ですが、少なくとも現状のいじめに対する改善はなされています。ただ、いじめの事象はすぐ解決できても、解消のためには本人や集団の指導と育成、学校や家庭や地域との連携、いじめの問題に付随するさまざまな問題の解決など、多くのハードルがありますが、最善の努力をしております。なお、それぞれの事象については、学校教育課の担当者が各校に赴き、対応を指導しております。

5点目のセーフティーネットの考え方についてでございますが、児童・生徒が困難な状況にあるとき、状況が改善されるまで、一時避難のために、また力を付けたり、蓄えたりするために無理をさせないような考えは、野洲市の小中学校にもあります。教室に行けない場合の別室登校や保健室登校などがその一例です。このことは、いじめ問題においても同じスタンスです。

6点目のメール等の通信手段によるいじめについてお答えいたします。

最近の報道等でもクローズアップされてきたように、携帯やパソコン等の通信手段を使ったいじめがふえてきました。議員ご指摘のとおり、この手のいじめは行為者が特定しにくい、不特定多数の目に触れやすい、内容が非常に悪質であるなど、極めて厄介であり、これほど卑劣な手口のいじめはありません。しかし、決して行為者にも加害者にもさせないために、人権教育の充実や情報モラルの育成を図らねばなりません。また、もしこのようないじめが起こったら、すぐにプロバイダに消去の要請をすると共に、被害児童・生徒の心のケアに努め、行為者の特定に向け努力をいたします。

7点目のパソコンを活用した授業に必要な情報機器等の整備状況についてのご質問にお答えをいたします。

ご承知のように、旧野洲町の小中学校におけるパソコンを活用した授業等に必要な機器は、平成16年9月、購入の方法によりすべての学校を対象に一斉更新されました。一方、旧中主町の小中学校における情報機器等の整備状況は、平成10年度及び平成12年度にリース方式により更新されてはいますが、その後の経年によって昨今のパソコンを活用した

授業に対応しにくい等の課題があり、授業等に支障が生じてきております。

また、当時は国の方針に基づく整備により児童・生徒2人に対して1台のパソコン等の導入でよかったのですが、現在では国の見直しがされまして、児童・生徒1人に対し1台の整備が必要となっているため、議員ご指摘のように、旧野洲町と旧中主町における学校間の格差が生じてきております。

そのため、来年度予算におきまして、まず中主中学校のパソコン授業等に必要な整備の予算化に向け、努力をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（田中榮太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） おはようございます。それでは、2点目の野洲市子ども条例の制定についてのご質問にお答えをいたします。

滋賀県は、社会が一体となって子どもが人権を尊重され、夢を持って健やかに育つ環境づくり方針を盛り込んだ子ども条例を策定し、4月より施行されています。

本市では平成17年3月に子どもを安心して産み育てる環境づくりを目指し、野洲市次世代育成支援行動計画「野洲市子育てサポートプラン」を策定し、年次的に事業の具現化に取り組んでいるところであります。

また、現在策定しております第1次野洲市総合計画の6つの基本目標の一つとして、豊かな人間性をはぐくむまちを設定し、その主要施策に子育て、子育て支援の充実を上げ、さらに基本的事業として、子育てを支える地域力の向上や子育てにふさわしい生活環境の整備等を挙げています。今後、野洲市次世代育成支援行動計画と関連しながら、この具現化に向けて取り組んでいく考えであります。

したがって、ご質問の野洲市子ども条例の策定の提案の所見につきましては、現時点では条例制定までは考えておりませんが、滋賀県が設置しました条例の考え方を指標として、先に申し上げました諸施策の実現に向け取り組んでいく考えであります。

以上、お答えといたします。

議長（田中榮太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） おはようございます。それでは、三和議員の行政改革、財政健全化計画等のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の財政健全化計画に関するご質問であります。年度ごとの改善目標値や収支改善シミュレーションが必要であるとのご指摘をいただいております。本年10月に策定い

たしました財政健全化計画につきましても、当計画の最終ページにもコメントを記載しておりますとおり、計画策定時点で数値化が可能な項目についてのみ、計画期間内の削減目標や増収目標額のトータルを記載したもので、数値目標の設定ができていない項目もございませう。このことから、計画実行後の財政シミュレーションも詳細なものが策定できていない現状にあります。

そこで、現在健全化計画に記載しておりますすべての項目について、所管する課や部におきまして、これを実行に移すための実施計画書を策定しているところでございます。この実施計画書は、年度ごとの実施内容や目標額を記載することはもとより、四半期ごとに部長が進捗状況の評価を行う進捗管理を兼ねたシートになっており、これにより、今後PDCAサイクルによるマネジメントをする計画でございます。

ご指摘の事項につきましては、この実施計画ができました段階で年度ごとの目標値を明らかにし、かつこの目標値を視野に入れた計画実行後の財政シミュレーションを策定する計画でございます。

2点目ですが、平成18年度と平成19年度予算の要求時における各部局別の対比についてでございますが、現在概算の取りまとめ中でございますので、総額のみお答えさせていただきます。平成18年度は213億6,495万4,000円でしたが、19年度は現在のところ約173億円で、19%の減となっております。

3点目の補助金の見直しの関係でございますが、現在紙ベースでの全補助金の実態調査を終えたところでございます。これを団体運営補助、事業補助、元利補給補助、扶助的補助などに分類をいたしまして、その分析を行っているところでございます。これら180件を超えます補助金の見直しにつきましては、過日の会派別説明会におきまして、利害関係のない外部の有識者による公平な判断が必要であるとのご意見もいただいております。したがって、平成19年度予算編成に向けては、暫定的な交付基準にとどめ、抜本的な見直しについては平成19年度におきまして外部審査委員会を設置し、公正、公平な視点で見直しを行いたいと考えております。

そこで、ご質問の現時点での基準策定における考え方でございますが、見直し基準の基本的な考え方としましては、客観的に見て公益性があるかや、費用対効果が認められるか、当初の目的の達成度はどうか、会計処理は適正か、終期の設定は必要かなど、おおむね6点の観点に立って分類別に具体的な方針を定めていく計画でございます。

以上のことから、本年度は暫定措置として、これらの調査を踏まえ、一部市が主体的に

設置した団体運営補助金の事務経費の見直しを行うと共に、事業補助金につきましては、明らかに事業目的の達成度や事業効果の希薄化が見られるものについて、個別に審査し、削減を図っていく計画でございます。

現行と対比の上説明をとのことでございますが、補助金につきましては社会経済情勢が激変する中、設置当初の目的や方法を踏襲し、継続して交付してきたものが多くあり、現在の市民ニーズとの乖離が生じている可能性がございます。固定化しつつあり、かつ利害関係者が多くある補助金の抜本的な見直しにあたっては、大変な力仕事になると思っておりますが、市民のご理解を得ることが最も重要であると認識しております。

4点目の本市が取り組んでいる行政評価制度は、前年度に実施した事務や事業の中身を毎年評価をして、必要な改善を加えると共に、施策と共に優先度や必要度を設定し、次年度の予算編成に結び付けようとするものでございます。平成18年度におきましては、17年度の実績を対象に、施策分野ごとの総括を実施して、19年度の予算編成方針の策定につなげた他、約1,000に区分した事務事業を対象に、改善すべき点やその必要性に着眼した内部検証を実施したところでございます。現在、それら研修の結果を評価結果として、19年度の事業内容に具現化できるよう事務を進めております。

ご指摘の外部評価制度につきましては、こういった内部での評価制度が適正に運用されることを保障する制度として位置付けるべきと考えております。制度の詳細につきましては、外部評価委員を設置して取り組んでいる先進市の状況などを参考にしたいと考えており、19年度についてはそれらについての試行を行うなど、制度の確立に取り組みたいと考えております。

5点目の第1項目についてですが、平成19年度の予算編成方針においては、施策ごとに基本方針を示したものでございまして、各所属におきましては、この施策別の基本方針を基準に個別の事務事業に係る予算を作成しております。ご指摘の各部局別の予算編成方針については、この施策別基本方針であるとお理解をお願い申し上げます。

次に、予算編成方針については、本年は例年より一月早い10月初旬に各部局に示し、11月初旬には予算編成説明会を開催した後、各部局が予算要求作業を進めてきたところでございます。18年度予算につきましては、給食センター、コミュニティセンター、障害者スポーツ施設等、合併協議による大型事業が多く、予算規模がかなり膨らんだことは事実であります。その中におきましても、人件費の削減をはじめとした経費の削減に努めながら、合併による市民の声に応えてきたところであり、一定やむを得ないものと考え

ております。

これらの大型事業がほぼ終了することからも、19年度は予算規模が縮小されることとなり、加えて財政健全化の取り組みを進めていくという意味でも、大幅な緊縮型との表記をしているところでございます。

次に、3項目目でございますが、財政健全化計画の実行プログラムにおいて明示しております削減目標としましては、全体物件費につきましては本年度総額の3%以上、また投資的経費につきましては継続事業の所要一般財源の5%以上を削減するとしてシーリングの設定をし、予算編成説明会において各部局に指示したところでございます。

6点目の東海道新幹線（仮称）南びわ湖駅設置促進協議会の平成19年度工事負担金につきましては、協議会の正・副会長会議において、今後の進め方を検討されているところでございまして、その方向性が示されていない現時点においては、協定書ののっとり工事費を負担するための予算計上をせざるを得ないと考えられたため、その旨表明されたものでございます。

7点目の職員の飲酒運転に対する野洲市の懲戒処分基準についてでございますが、当市におきましては、職員の交通事故につきましては、野洲市安全運転管理委員会規程の中の交通事故（違反）処分基準表に基づき、事故内容を点数化しております。市職員による交通事故及び交通違反は、市のみならず職員全体の信用を失墜させることにつながることから、この処分基準表の改正を行い、本年10月15日以降に発生した事故から新基準を適用することといたしました。新基準では、職員が酒酔い運転をした場合は免職、酒気帯び運転をした場合は停職となっており、これらの内容を野洲市安全運転管理委員会が調査、分析をした上で市長に対し意見具申を行い、処分が決定されることとなっております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 三和郁子君。

1番（三和郁子君） それでは、再質問に入らせていただきます。

学校教育関連について、まず確認をさせていただきますが、10月以降のいじめには関係者の皆さんが一応対応し、改善済みということで今お聞きいたしましたけれども、いじめはそんなに簡単に改善されるとは思いません。3日前ですが、小学校の保護者の方からいじめの相談を受けました。本当に改善されているのでしょうか。教育長のところに、この3日前なのです。相談を受けたことが届いているのでしょうか。現場の評価によって、先生方の評価が上がったり下がったりするという思いなんかもあって、なかなか100%教

育委員会に通知されているかどうかというのは、私は非常に疑念に思っております。

一つの学校なのですが、1学期からあったそうなのですが、2学期に入っても先生の暴言によってクラス全体が今、混乱をしていると。いじめている側もいじめられている側も、そしてそれを阻止しようとしている子どもも、今精神的にもすごく迷っておるということ、この3日前に聞いたところです。再度現場に出向いていただいて、しっかり調査していただきたいと思います。本当に改善されているのかどうか、それをもう一度確認をさせて下さい。

2点目ですけれども、セーフティーネットの件なのですが、別室登校と保健室登校をセーフティーネットと考えているとの、今答弁であったかと思いますが、しかし子どもが登校に耐えられないから不登校へと発展するとも考えられるのではないのでしょうか。この点についての所見をお伺いいたします。

3点目ですけれども、メールによるいじめ対策として、今、プロバイダ消去の依頼をするとのことですが、これは何を消去するのでしょうか。掲示板サイトならその方法もあるかと思うのですが、メールは発信、受信同時に完了していますよね。素人の私には理解しにくいところがありますので、もう少し説明を伺いたいと思います。

IT教育のコンピューター整備についてなのですが、中主中学校の整備は19年度の予算で対応する方向ということ、今、お答えいただきましたけれども、小学校あるいは中学校に整備にかかる費用はどのくらいと見ておられるのかお尋ねいたします。

次に、子ども条例に関してですが、県条例の考えを尊重しながら諸施策の実現に取り組んでいくというお考えは理解できました。私は、やはり野洲市として上位法の制定が必要であると強く考えます。私の調査では、全国で数十の市、町、区で条例制定を完了しております。これは、可及的速やかに検討に向けた検討を始められることを願うのですが、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

次に、予算編成を確認させていただきますが、先ほど答弁にありました実施計画書と財政シミュレーションの策定はいつごろ完了するのでしょうか。それに、これらの2点について議員への説明はいつごろあるのでしょうか。これをお尋ねいたします。

概算要求の件ですが、公表されなかったのですね、今。市長は常々開かれた行政、予算編成にあたって市民と協働しながら反映していくと申されております。また、まさに財政改善計画を実施しようとしている段階で、各担当部局がどのような考えで予算を要求しているのか、議会は精査する義務と権限があると思うのですね。この観点から再度伺いま

すが、後日概算要求の詳細を書面で提示を求めますが、その所見をお伺いいたします。

議長（田中榮太郎君） 教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） ただいまの三和議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、いじめの件ですが、非常にご心配いただいていることを感謝いたしますし、本当に重要であると我々一同受けとめております。

そこで、ご質問の件なのですけれども、今、本当に改善されているのかというご質問だと思っておりますが、先ほど教育長の答弁にもありましたように、10月以降さらに県の指導にありますとおり、徹底的にとにかく可能性のあるものを含めてすべて上げてくるようにということで、上がってきたものに対しまして、学校も対応し、改善に努めてきたところでございます。本当に改善されているのかというところでございますが、現在も進行中のいじめの件もあります。そのことにつきまして、教育委員会も学校現場に赴き、担当と共に改善を進めているところでございます。解決というよりも、一旦改善されたように見えておきましても、さらにまたそれがどこかで出てくる場合もありますので、常に見守って、子どもに寄り添った姿勢で子どもと接し、教育をしていくということで指導している状況でございます。

2つ目のセーフティーの問題なのですけれども、別室あるいは保健室登校等でありますけれども、不登校につきましては、1つの原因ではなくて多くの要因が重なってその事象が起こっているというふうに一般的に考えられております。したがって、1人の子どもその要因なり背景をしっかりと探っていきながら、家庭あるいは学校の中で、あるいは教室の中で、しっかりその取り組みをしていく中で、その子どもさんが気持ちよく、あるいは元気に学校に来られるように、じっくりと時間をかけながら改善を図っていかねばならないと思っております。したがって、保健室あるいは別室登校というケースもありますし、先ほども申しました要因につきまして、それぞれ見ていく中で、ケース・バイ・ケースの中で、その子に合った指導あるいは改善の方策をとっていくことが今、非常に大事だと思っておりますので、その点につきまして、教育委員会でも学校におきまして教育相談等担当、担任あるいは管理職等と相談しながら、協議を図りながら進めていっている次第でございます。

最後のプロバイダへの件でございますけれども、ここで書かれておりますのは、いわゆる掲示板に書かれていることだというふうに解釈していただければと思います。県教委からも、数年前にこのような事件が発生したときに、一旦掲示板等に書かれますと、プロバ

イダの関係もありまして消せない。非常に困難なことがあるということがありまして、県教委での指導を受けまして、この件につきまして、プロバイダあるいはそのルートで非常に専門的な方を通じて消していったということがありますが、そのことにつきまして、しっかり消すということでの対応をしていかなければいけないというふうにとらえております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（田中榮太郎君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） おはようございます。ただいま、三和議員からの再度のご質問の中で、中主中学校及び中主小学校におけますパソコンを活用した授業に必要な整備費用につきまして、お答えを申し上げます。

現在見積もっておりますのは、それぞれ中主中学校コンピューターのリース方式で、台数は40台ということで見積もっておりますが、中主中学校の場合で約575万円、中主小学校も同じく40台でコンピューターリース方式ですが、579万6,000円といった整備費用となっております。

以上、お答えといたします。

議長（田中榮太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 子ども条例制定の再度のご質問にお答えをいたします。

条例につきましては、例えば子どものいろいろな施策を具体的に決めていく、進めていくという一つの手法として条例はあると思っております。それで、先に申し上げましたように、私どもでは野洲市の子育ちサポートプランの策定を具体的にしておりますし、また先ほど申し上げましたように、総合発展計画の中でも大きく位置付けをしておりますので、今後この計画に基づいて子育ての諸施策の実現に向けて取り組んでいくという考えでございます。

それで、先ほど全国的にも確かに7つの道府県、30の市、区、町で実際に条例制定をしておりますので、私どもの今後具体的な事業を進める中で、また一つの議論と今後なるというふうに思っておりますが、現在の時点では条例制定というところまでは考えておりません。

以上、お答えといたします。

議長（田中榮太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 再度のご質問でございますが、1点目の財政シミュレーションの完成時期についてでございますが、これにつきましては、本年5月に策定いたしました財政見通しは、平成17年度は決算見込み、平成18年度は当初予算ベースで試算をしておりますことから、これを平成17年度決算ベースや本年12月補正後の財政計画、さらには平成19年度当初予算ベースに置きかえることにより、より現状に近いシミュレーションを行いたいと考えております。

また、ご答弁申し上げましたとおり、早期に年次別の実施計画を策定いたしまして、現在目標額が設定できていない項目も含め、できるだけ具体的な削減及び増収目標額を設定したいと考えております。この財政シミュレーションと削減及び増収目標額をマッチングさせることにより、現実に近い財政見通しを策定することができると考えております。

おおむね策定期間につきましては、平成19年度当初予算の方向性が固まります時期を考えておりました。その時点で議員の皆様方へのご説明もさせていただきたいというふうに考えております。

また、概算要求額についてでございますが、この後日書面での提示を求められておりますが、詳細までは無理かと思いますが、できる範囲内での提示はさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 三和郁子君。

1番（三和郁子君） それでは、最後の質問をさせていただきます。

まず、いじめ関連ですけれども、情報発信したい子どもや保護者の方はたくさんおられます。私も二十数年間、ミニバスケットボールを通じて子どもたちと一緒に汗を流しておりますが、皆さんからいろいろの相談を受けております。その中で気になることがあるのですが、訴えても解決してもらえないという根強い不信感があるのですね。このことが問題を潜在化させているのではというふうに私は受けとめております。

このことから、2点ほど提言させていただきますが、まず1点なのですけれども、子どもや保護者から信頼される駆け込み寺の設置を、セーフティーネットとして提言したいと思います。所見をお伺いいたします。

第2点目の提言なのですが、不登校やいじめで登校できない子どもたちに、学校以外の緊急避難的な居場所として考えてみてはいかがでしょうか。学校をないがしろにする考えは毛頭ございませんが、学校へ行かなくてもいいのよ、行けないのなら行かなくてもいい

のよというような、言ってあげられるようなそういう救いの手だて、例えば寺子屋も必要な社会情勢というふうに考えます。例えば、どの地域にもあるお寺など、勉強したりお話を聞いたりする寺子屋の設置を提言したいと思います。なお、今提言しました駆け込み寺、あるいは寺小屋、これをどのように機能させるかは、成功体験やノウハウを持った豊富な方たちの知恵をかりながら、先進的なシステムづくりを考えていただければと思います。

次に、IT関連ですが、小学校40台、579万6,000円、中学校が40台で575万円という予算を今お聞きいたしました。19年度の新幹線負担金2,400万円を充当すれば、小中両校の相当の整備が可能であるというふうに思います。今、旧中主の小中が、旧野洲町のITがちゃんと進んでいる中で遅れているということは、児童憲章の中にもうたっておりますが、すべての児童の幸せを図るため、児童によりよい環境の中で育てられる、すべての児童は就学の道を確保され、十分に整った教育の施設を用意させるというふうに、この児童憲章の中にもうたっております。中学校でなく、やはり小学校、中学校にも、教科書ですので、平等に与えていただきたいと思いますので、再度ご答弁をお願いいたします。

次に、行財政関連ですが、行政評価システムの実効性を上げる決め手は、やはり外部評価をいかにシステムに組み込むかが重要であると、行政がこのシステム導入を表明されたときから申してまいりました。無駄を省く、市民に還元するを念頭にしっかり取り組みを求めておきます。

19年度の新幹線負担金については、当事者の栗東市ですが、市民の皆さん、また議会も推進には疑問を抱いております。推進か否かの結論を3月までに出すと、推進協議会もあるわけですが、今この段階で19年度予算への取り込みを決めてしまうことは早過ぎることを申し上げ伝え、再々質問を終わります。あとご答弁をお願いいたします。

議長（田中榮太郎君） 教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） 三和議員からの2点の再々質問でございますけれども、保護者の皆さんが、学校あるいは教師に対して根強い不信感を持っておられるということを謙虚に受けとめて、今後指導にあたっていきたいと思います。

県教委からのいじめに対する指示、指導の中で、課長参事会がありました。その次の日に、小中学校の校長を全員集めまして、その対応について指導していったわけですがけれども、特に教職員全員に、いじめに対してしっかりこういうふうな対応、あるいは危機意識をしっかりと持つように指導するというところで研修会を持たせました。全学校が持っており

ますし、そのことに対して危機意識を持っていると思います。これまで保護者の方々が持たれました不信感を払拭し得るというふうな指導、それは現場での指導に他ならないと思いますし、保護者との、あるいは子どもたちとの丁寧な対応に他ならないと思いますが、再度また指導等していきたいと思っております。

もう一点でございますけれども、先ほど三和議員がおっしゃった不登校、いじめに対しまして、学校以外の緊急ということですが、まずは、先ほども申しましたが、学校へ来られるようにするということが、この不登校に対する大前提であろうかとは思いますが。しかしながら、いろんな事情、いろんな要因の中で課題を抱えてなかなか行けない、あるいは行きにくい子どもが当然出てきております。その中で、先ほど三和議員がおっしゃった学校へ行かなくてもいいのよというようなところで担任なり、あるいは管理職、生徒指導を通しまして、子どもたちとの対話、あるいは保護者との連携の中で、子どもたちが安心できる気持ち、あるいは安定といいますか、子どもの心の中が安定、安心ができるような状況でじっくり解決していく。その中で、やはり教育の一環でございますから、今で言えば生きる力、あるいはこれから将来を担っていく子どもたちですから、自分の歩いていく、自立していこうとする、あるいは不登校から脱していこうとする、そういうふうなエネルギーを蓄えるような指導をしていくことが大事であろうかと思っております。この点につきましても、また校長会等々でこういう問題があるということで指導をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（田中榮太郎君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） 再度の三和議員のご質問にお答えを申し上げます。

ただいまご質問にございましたように、学校間の格差の是正というのは早急な課題だと、このように考えておりますので、早急な学校間の格差の是正が必要だと、このようなことも認識をいたしております。このため、来年度予算におきまして、パソコンを活用した授業等に必要な整備費用の予算化に向けまして、今後も努力をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

議長（田中榮太郎君） 次に、通告第2号、第22番、荒川泰宏君。

22番（荒川泰宏君） 第22番、荒川泰宏でございます。私は、平成18年第8回12月野洲市議会定例会の一般質問にあたりまして、2点の質問をさせていただきます。

まず最初に、税源移譲について質問をいたします。

平成19年から、より身近な行政サービスを効率よく行えるよう、国から地方へ税源の移譲が行われます。地方団体は国が国税として集めました税源の中から、国庫補助金を受けており、その行財政システムは必ずしも高いとは言えないところです。

このため、地方団体が実質的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう、国税から地方税へ、税そのものの形で3兆円の税源移譲となるところです。

住民税所得割の税率は、従来3段階の超過累進構造になっていました。これを所得の多い、少ないに関わらず、一律10%の比例税率構造に変えられます。これによって、高額所得者の多い地域に税収が集中することもなく、税源移譲が可能となるところです。税源移譲によって住民税がふえても、所得税が減るため、納税者の負担は変わらないと言われています。

これらの内容から、次の点について質問をいたします。

まず第1点目に、市・県民税において、給与所得者は勤務先の会社などで給与から差し引かれ納付するものと直接納税者が納付書や銀行口座からの口座振替で納付する普通徴収がありますが、今回の税源移譲に伴う普通徴収では、増加する見込み額はどのようになるのか伺います。

2点目に、先の6月定例会市議会におきまして、この税源移譲に伴う本市の市民税増加分が、本年度納税者によるシミュレーションで6億2,000万円の増額と伺ったところです。今回の税源移譲には県民税分もあり、市が県にかわって市・県民税として徴収することから、その影響分も徴収時にはね返ってくると思われれます。県民税の増加分はどれぐらいなのか、見込み額を伺います。

3点目に、このたびの改正に対し、私は大変混乱を危惧するところです。市民、納税者への周知方法はどのようにされるのか伺います。

最後に、4点目に野洲市の財源確保が重要なときであり、さらなる徴収体制の整備が必要と考えます。平成16年12月議会におきまして、私はその体制の充実を訴えました。昨年4月から税務課に納税推進室を設置されました。しかしながら、今回の改正ではさらに強化し、未納者をふやさないようにしなければなりません。体制の強化を必要と考えますが、所見を伺います。

次に、2点目の質問でございますが、資源を生かした観光施策の展開について質問をい

たします。

知恵と時間とお金を持った団塊世代がリタイアする時期を迎え、今後一層のニーズの多様化や観光行動の大きな変化が想定される中、地域の魅力や地域の人材を最大限に活用し、それぞれの心に訴えかける新たな観光モデルを提案していく必要があります。私は、広域的な観光事業の推進や媒体に工夫を凝らした観光情報の発信など、より高い効果が期待できる施策について重点的に取り組みを推進する必要があると考えます。

実効ある観光施策の展開を図っていくため、野洲市や観光物産協会が観光団体などとネットワークを強め、一体的な取り組みが進められるよう、組織、体制の強化を図ることが重要であります。

さて、滋賀県は新たに導入する森林税で、2006年度放置された針葉樹を広葉樹のまじる環境林に再生したり、琵琶湖の水をはぐくむ森林について学ぶ環境学習の仕組みをつくるなどの事業に取り組む方針で進められています。

これらのことから伺います。

今日では中高年層を中心に、三上山登山をする方々が大変ふえる傾向にあります。近江八幡市の八幡山には、年間6万人を超える観光客があると言われています。野洲駅から最短の妙光寺山へは、ふもとまで徒歩で15分、山頂まで20分と大変短時間で到着できますが、余りに知られていないし、またPRもされていないところです。山頂からの市内を臨む景色は、遠くは琵琶湖、西に三上山、南に希望が丘公園を臨むことができます。

しかしながら、年々針葉樹の放置などにより、せっかくの資源が生かされていない現状であります。県に対し、森林税による事業の中へ妙光寺山の登山道などの整備を働きかけるべきであると考えますと共に、また森林の整備に伴い、市民の体力向上やコミュニティーの場として展開を望むところでございます。資源を生かしたまちづくりに対する見解を伺います。

議長（田中榮太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） それでは、荒川議員の税源移譲についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の住民税の普通徴収についてでございますが、平成18年度当初の普通徴収の占める割合は約25.4%で、その額約8億1,895万円でございます。これにこのたびの改正を当てはめると、来年度の普通徴収分は今年度より約4億円余りふえる見込みとなります。

2点目についてでございますが、議員お話しのとおり、今回の税制改正は身近な地方自治体が市民に対して適切な行政サービスを提供できるようにするため実施されるもので、市民税6%、県民税4%の一律税率となりますが、市民税は現在3%、8%、10%の3段階のため、約6億2,940万円の増加の見込みでございますが、県民税は2%と3%の2段階で、本年度当初納税者の97.6%が2%であるため、約9億6,770万円の増加となる見込みでございます。

3点目の改正内容の周知方法についてでございますが、今年度の高齢者に係る改正で承知のこととは思いますが、他の市では6月の課税時に窓口が大混乱したこともあって、滋賀県と市町で構成しております滋賀県地方税務協議会において、今回の改正の周知方を重要課題として、現在検討をしております。具体的には、先行して所得税の減税が始まります来年1月と住民税の課税決定をいたします6月をキーポイントととらえ、新聞やテレビのマスコミの他、県・市町の広報やポスター、リーフレットなどを使って周知の徹底に努めていく考えでございます。

また、本市の取り組みといたしまして、これから給与支払報告書を提出していただく特別徴収義務者あてに、改正概要を約6,000通送付したところでございますし、市独自のチラシ作成も行っているところでございます。

4点目の徴収体制でございますが、本市では正規職員3名の他に嘱託の徴収員を4名雇用いたしまして、地域割での担当制で徴収業務を行っておりますが、今回の住民税の大きな改正で、ますます徴収体制の整備強化が必要なことから、徴収職員の体制見直しを検討していく考えでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 続きまして、資源を生かした観光施策の展開についてお答えいたします。

間もなく迎える団塊の世代の大量退職により、今後自分の余暇時間を観光に費やす人が増加すると考えられます。また、観光動向についても、例えば通常の観光ガイドブックに掲載されていない新しいスポットを自ら見付けにいくような動向も十分予想されますので、市としましても、観光物産協会等と連携して、このような多種多様なニーズに対応していく必要があると感じております。

このような中、本市におきましても山を活用した観光施策として、三上山（別名近江富

士)につきましては、重要な観光資源と位置付けております。近江富士には年間約2万人という中高年者を中心とした登山者があり、特に土曜、日曜、祝日ともなると、野洲駅前には登山口まで行くグループや団体でにぎわっております。

市としましても、登山者に安全で安心して登山いただくために、これまで山頂までの3ルート of 登山道の整備や三上側の登山口に大型トイレを設置するなどして対応してまいりました。しかしながら、近年階段、手すり、誘導看板等の老朽化が進み、毎年応急処置で対応しているのが現状です。

さて、平成18年4月から、主として森林保全を目的に琵琶湖森林づくり県民税が導入され、琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりが展開されています。この琵琶湖森林づくり県民税で行う事業は、針葉樹と広葉樹がまじり合った環境林への転換などを行う県民が所有する森林の環境を重視した森林づくり、それから県民が森林づくりに積極的に参加いただくための場づくりなどを行います県民協働による森林づくりを行うものとなっております。

このような琵琶湖森林づくり県民税を活用する事業を行うには、規約等を制定した里山保全グループと森林所有者及び本市が協定を締結し、5年間の事業計画を策定することが前提となります。また、国有林は対象外となっております。

ご提案いただいております妙光寺山は、大部分が国有林であることから、琵琶湖森林づくり県民税による事業としては対象外であります。しかしながら、ご指摘のとおり、今後団塊の世代の大量退職で登山する人がますます増加し、行動範囲も近江富士への登山だけでなく、妙光寺山など連なる山々への利用者も多くなると考えます。そのため、市としましても、利用者に緑豊かな山の中で心身をいやしていただけるように、近江富士登山からの新たな登山ルートの設定を行い、琵琶湖森林づくり県民税を利用できる区域はそれを活用するなど、登山道などの整備に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長(田中榮太郎君) 暫時休憩いたします。

(午前10時18分 休憩)

(午前10時40分 再開)

議長(田中榮太郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒川泰宏君。

22番(荒川泰宏君) それでは、再質問をさせていただきます。先ほどは、まず細や

かに回答をいただきましてありがとうございます。

まず、税源の移譲について再質問させていただきます。

ご案内のとおり、住民税と所得税の負担割合が大きく変わるということが結論なわけですが、その中で所得税が減り住民税をふやす。単純に言えば、四分六が今度は六四ですと。トータル同じなのですということなわけですが、ここで大きな問題は、やはり市民税が増加するという部分であると思います。市民税がふえることによって、市の担当の税務課の職員の皆さん方が、先ほどの説明ですと約4億円増収しなければならない。また、それにあわせて滞納分もあるわけですから、総額にしますと相当の徴収をしなければならないということになるわけですが。

1点目、2点目の質問に対しまして、数字をそれぞれ言っていただきまして、ちょっと書き切れなかったわけですが、先ほど、今結論を申しましたように、相当職員の皆さん方の負担がふえるということは、これはもう明らかでございます。

それで、私も他市の現状の職員の数字的なものを聞いてまいりましたが、申し上げますと、草津市では9名、守山市で5名、栗東市で5名、近江八幡市で6名、湖南市5名というような現状でございました。先ほどのご説明ですと、本市においては正職員が3名というような状況でございます。嘱託の方に来ていただいて4名の体制、合わせて7名というようなことも先ほどの回答でお聞きしたわけですが、嘱託の制度につきましては、非常に私もいい制度だと思っておりますし、今後も継続していただきたいと思っております。しかしながら、嘱託の皆さんの雇用の契約の内容が、一月に17日ほどの勤務ですから、すべて毎日勤務していただくというような状況になっていない。やはりしわ寄せは3名の方に寄っておるのではないかなということも考えられます。

そこで、私はこの2点の報告をいただきました数字から判断いたしまして、やはり現場の充実を図る必要があると思います。ご回答ですと、前向きに検討していこうということだったので、それ以上のことは申しませんので、どうか十分に検討いただき、6月の時点になって、特に高齢者の皆さん方から批判が集中して混乱がないように、そういう体制で取り組んでいただきたい、このような思いであります。

それから、徴収に対してのいろんな手法があると思いますが、その手法の一つにコンビニの収納ということも言われていますが、これにつきましては、後ほど梶山議員さんが上げておられますので、あえては発言は控えさせていただきます、このように思います。

それでは、次に、2点目の資源を生かした観光施策の展開につきまして質問をさせてい

ただきます。

ご承知のとおり、もう各市町村はそれぞれ財源の確保に知恵を絞っておるところでございますが、私は野洲市の将来を見つめるときに、やはり夢を持つことが必要であり、そういう政策を展開しないと市民も、また職員もやる気を引き出せない、こんな思いであります。やはり、新たな発想、創造力が出てくるような政策に打って出る必要があると思えます。

野洲市の将来の方向性を考えますと、観光事業は十分に打って出る素材はあります。歴史、文化、伝統の宝庫であります。観光事業を展開するには、それぞれさまざまな問題があることは事実ですけれども、特に今日、スポットが余りにも点になっておりまして、線としてその展開が、野洲市では面になっていないと、こういうところが非常に厳しいなと、このように思っております。最終的な面を考えますと、私はやはり三上山、妙光寺山から城山までの山手、そして何より希望が丘公園とのつながりだと思えます。

それで、希望が丘の公園とJR野洲駅の直線の距離は非常に最短で魅力であります。駅からありますと、正面にこのたびご提案いただいております野洲停車場線を「おいでやす通り」という名付けをされるということでございますけれども、その通りの正面が、やはり妙光寺山なのですね。妙光寺山が今後非常に私は新しいスポットとして注目を浴びるのではないかなと、このように思えます。

実は、初めて議会に当選をさせていただきましたときに、私は野洲停車場線の延長を希望が丘西口へ通る道路の計画をしてはどうかという提案の一般質問をさせていただきました。そのときのご回答は、現在計画道路にはなっていないが、今後検討していくということでしたが、あれから15年ということでございます。その道路を計画的にするならば、県の方でお伺いをいたしますと、約8号線から希望が丘の西口まで50億円の試算ということございました。今、野洲市がその50億円の道路の計画を県に提案しても、これは非常に私は現状難しい問題だろうと思えます。

そこで、このような面として野洲市が観光行政に打って出るならば、やはり入り口から順次観光施策に打って出る必要があるのではないかなと、このように思っております。現状、国道8号線を横断いたしますと、まず越前古墳というものがございますが、越前海岸の越前と書いて、これを「こしまえ」古墳と呼ぶそうでございます。ここが、小高い一つの山があります。これは新しい素材だと思っておりますし、現状は何ら手も入れておらない、こういう状況でございます。

それから、次に妙光寺山になります。先日も雨上がりではございましたけれども、妙光寺山に入ってまいりました。まず、岩神大龍神さんをお祭りになっておりました。その道中には、きれいな山水が流れておまして、サワガニが何匹かおりました。同じように、4メートル近くの岸壁から流れ落ちる白糸の滝がございまして、この滝には現在命名はされておられません。そして、ふもとから320メートル、私の足で約15分ぐらいのところに妙光寺磨崖仏に出会うことになります。非常に大きな、高さも幅も6メートルという花崗岩の巨石に、高さ175センチ、幅が95センチ、深さが15センチの彫刻がされておまして、155センチの地藏立像があります。これが鎌倉時代の1324年という銘がありました。私はこれは貴重な資源だと思っておりますし、写真を撮りまして、カラーでなくて申しわけないのですが、引き伸ばしました。こんな感じで、岩が6メートルぐらいあるのですよ。それで立像が大体155センチぐらいなわけですけども、このような立派なものに出会うことになりました。

ここから、小島運送さんの横のところに出ていく道になるわけですけども、もう一つありますね。立像の顔をアップした写真がこんな感じですね。鎌倉時代に彫られているのですけれども、これほどの立派なものがあるわけでございます。

それで、登山道をずっと歩いたのですけれども、結局これは妙光寺山の中腹を歩いているわけでございます。そこから本来頂上へ上がる登山道というのがないわけなのですよ。頂上へ上がる登山道を設けますと、先ほど私が言いましたが、もう琵琶湖も三上山も希望が丘公園もすべて臨める、そういうポイントがあると思うのです。

これは、ちょっと見にくくて申しわけないのですけれども、先日八幡山へ上がりました。八幡山の高さが280メートルでございます。妙光寺山が270メートルということでございまして、野洲駅から真っ直ぐに歩きまして、妙光寺山の頂上のところまで行きますと、非常に野洲市内が一望できるロケーションでございます。八幡山の頂上から三上山、妙光寺山を見るロケーションがすばらしい。ということは、反対に言えば妙光寺山から八幡山を向いても、そのロケーションはすばらしいのではないかなと、このように思います。近江八幡市では、観光客の方を見ておられますと、熟年の方々が非常に多いですね。野洲は、そのことを考えますと、団塊の世代もさることながら、希望が丘文化公園という大きな若者を引き付ける、熟年も若年も引き付ける素材があるわけです。そういうことを考えますと、やはり先ほど回答でございましたが、ほとんど国有林なので森林税では活用できないというお話でしたけれども、国有林ならば何もできないかなということではないと思うの

ですね。

山を歩いておりましたら、看板には大津営林署という看板が出ていましたけれども、それが現在管理しているのかどうか、ちょっとその辺まで調査できなかったわけですが、やはりそのふもと、小島運送さんのふもとのあたりの国有林のところにいきますと、もう雑草が繁りまして、人が到底入れない状況であります。半面、やはり私が怖いのは山火事だと思ったのです。国有林もきちとした管理をしていただかないと、あの状態では空気が乾燥したときに、万が一火災になったときは大火災になる可能性が非常に高い。やはり大津の営林署に対し、管理を十分にさせていただけるよう言うべきだと考えますけれども、この点について、あわせて営林署の方に登山道を要請していくというようなことはどうなのか、その辺の考え方をお尋ねしたいと思います。

それから、これからの観光行政の中で非常に一つ大切なのは、お客様をお迎えするおもてなしの心の育成だと思うのです。この辺について、私は各団体の皆さん、非常に取り組んではいただいていると思いますけれども、まだまだ十分でない部分があると思います。そういうことから、まずは野洲市の観光の充実を図るために、再度看板の確認とホームページでの展開をもっと、知恵を出していただいたら、私はますますおもしろいまちづくりができると確信しております。あわせて、「野洲町観光協会」という看板があります。そういうところは早急に、やはり「野洲市観光協会」という形で取りかえていただきたいと、このように思います。

それともう一点、希望が丘の文化公園という県の大きな資源活用、これを野洲市としてはどのように連携をとり、取り組まれようとしているのか。その見解をお尋ねして、私の質問を終わります。

議長（田中榮太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） それでは、ただいまの荒川議員の再質問にお答えいたします。

まず、妙光寺山登山道についてのお話ですが、お話の中でもございましたように、近年三上山をはじめといたしまして、非常に熟年層の登山が多うございます。例えばこのあたり、三上山から妙光寺山、田中山、それから東ですと希望が丘文化公園、野洲駅までを含んだ登山のマップをつくってございます。これを駅前の観光案内所の方に置いてございますが、非常に人気でもうカラーのものがなくなって、白黒コピーで今対応しているような状態でございます。

いろいろ、議員自ら多分現地に行かれた点でいろいろご指摘ございましたけれども、そういったことも含めて、このマップを充実し、またたくさんの人に見ていただきたいというふうに考えてございます。

それから、具体的に登山道の整備ということでございましたけれども、先ほどの回答の中でも申し上げましたが、ここは国有林でございます、今は森林管理署という名前に組織名は変わってございますが、こちらが管理してございます。私どもとしましても、こちらの方にぜひ、登山道を含めた森林の管理につきまして要望はしていきたいと考えてございます。

また、森林管理署だけでなく、私ども市の方でも何かできないか、またこのあたり市民の方の、特にユースホステルに近い方とかは使ってございますので、そういった方々と協力していろいろ対策というか、そのあたりの活用を考えていきたいというふうに考えてございます。

それから、おもてなしの心の育成ということで、看板のお話をいただきました。これについては、前に河野議員の方からいただいたこともございまして、今ちょっと私の方で考えてございますのは、一つは国際的な観光の看板につきましては県の方の補助金がございまして、こちらの方を活用させていただけないかということをお願いをしているところです。それからまた、私ども独自でも、先ほど申しましたように、駐車場のところにあります看板でございますとか、大分古びてまいりまして、物によっては、確認しましたら看板が外れておって、用をなしていないところもありましたので、そういったものにつきましては、順次直していきたいというふうに考えてございます。

それから、関係のいろんな機関との連携でございまして、私ども観光物産協会がございまして、こちらの方を中心として考えてございます。ガイド協会さんとか、先ほど申しましたようにこの辺の森林を使っていらっしゃるグループもございまして、そういうところとも連携をとって進めていきたいと考えてございます。特に、こういう森林税を活用するには、先ほど申しましたように市民の方が参加し、また市民の方が使うということが重要ということになってございまして、また私どもの方も小堤とか大篠原の方で今ちょうどそれをやっておる最中でございます。トイレとか関係の施設を今年、来年進めておりまして、その次に今度は三上山、妙光寺山の方の整備も、そういった活動グループと一緒に進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 次に、通告第3号、第5番、奥村治男君。

5番（奥村治男君） 5番、奥村治男でございます。私は、3点についてお伺いをしたいと思います。

まず、第1点目でございますが、行政の組織・運営の見直しについてお伺いしたいと思います。

地方分権の進む中、地方自治体は自ら判断し、的確に施策を展開できる組織が求められているわけであります。本市におきましても、地方の自主性、自立性の拡大を進めなければならないと思います。その意味から、本市の行政組織・運営の見直しは避けて通れない課題であると思います。

つきましては、次の点について市長の見解をお伺いしたいと思います。

まず第1点目、ITの発達により、会計事務の電算化が進んでまいりました。この際収入役の廃止については検討されているのか、お伺いしたいと思います。近江八幡、栗東市は収入役を置いておられません。また、長浜、高島、米原市は条例により助役が兼務しておられます。草津、守山市も収入役を廃止し、会計管理者を置く議案をこの12月議会上程されるというふうに聞いております。

第2点目、教育委員会は合議制で責任の所在が不明確で意思決定が遅いと思います。この形骸化が指摘される教育委員会制度の見直しにつきまして、市長はどのようにお考えになっておられるのか、お伺いをしたいと思います。

第3点目、合併時の組織運営後2年を経過いたしました。厳しい財政事情の中、よく機能しているか見直す時期であると思います。小さな政府、小さくても効率的な政府の樹立のため、公務員の削減が求められております。本市の財政健全化計画では、平成18年から22年までの5年間に、職員数を現在の458名から427名以内、31名以上削減するようになっておりますが、指定管理者制度もスタートし、さらに厳しく見直しを行い、少数精鋭化をして、行政組織のスリム化を図ることが緊急の課題であると思われま。市長はどのようにお考えになっておられるのか。以上、3点についてお伺いをしたいと思います。

次に2点目、学校給食費の滞納状況についてお伺いをしたいと思います。

全国の公立小中学校を対象に、2005年度の給食費の滞納状況を読売新聞社が調査しました結果、滞納総額は約18億2,035万円に上り、本来支払われるべき給食費の合計約3,460万円の0.5%を占めており、そのうち滋賀県の小中学校における滞納額

は1,594万円、滞納率は0.63%になることが明らかになりました。

学校給食費の負担につきましては、学校給食法第6条第2項及び学校教育法第22条第1項の規定によりまして、食材費等は保護者が負担するというふうに定められております。しかし、払えるのに意図的に払わない、自分のことしか考えない人がふえ、保護者の規範意識やモラルの低下が指摘されているわけでありまして。

文部科学省は、11月10日付で学校給食費の徴収状況につきまして、全国の都道府県教育委員会に調査の指示を出されました。滋賀県教育委員会でもこれを受けまして、11月17日付で各市町の教育長に調査依頼が出されております。

つきましては、次の3点について当市の状況を教育長にお伺いしたいと思います。

まず第1点、幼稚園、小中学校における給食費の滞納額についてお伺いしたいと思います。

2点目は、給食費の徴収の実態についてお伺いしたいと思います。

第3点目は、給食費の滞納保護者への対応について。

第4点目は、就学援助費の対象児童・生徒の滞納の実態について。

以上、4点についてお伺いをしたいと思います。

次に、3点目でございますが、食育教育の推進策についてお伺いをしたいと思います。

偏食や朝食の欠食、食物アレルギーなど、子どもの食生活を取り巻く状況が深刻化しております。全国の公立小中学校で17年度から食の指導を中心的に行う栄養教諭制度がスタートいたしました。昨年6月10日、食育基本法が成立し、7月15日から施行されております。この食育基本法に基づき、今年3月末には小中学生の朝食の欠食率をゼロにするなどの改善目標を盛り込んだ国の食育推進基本計画も策定されました。子どもの生活習慣づくりのため、食育推進団体などが進める「早寝早起き朝ご飯運動」の全国協議会も今年4月に設立されております。

しかし、厚生労働省など各種の調査によりまして、朝食を食べないことがある小学生は14.3%、中学生に至りましては21.3%に上がることがわかりました。小学5年生では、ほとんど朝食を食べてこない児童が4%にも達していると言われております。テレビゲームに熱中し、夜遅く寝て朝食を抜くと、肥満や糖尿病などの生活習慣病につながります。その上、脳にブドウ糖が十分送り込まれないため、学校でやる気が起きない、いらいらする、切れる、荒れるなど、子どもの問題行動を引き起こす原因の一つとも言われております。

子どもの朝食の欠食に対しまして、単に朝食を食べさせるということだけでなく、まず家庭において規則正しい生活習慣づくりに取り組むことが必要であると思います。そのためには、早寝早起き朝ご飯に対する保護者への啓発活動と、それを地域全体の取り組みとしていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、本市の小中学校における朝食の欠食状況及び栄養教諭の食育教育の指導の実態と地域での運動推進策について、教育長にお伺いしたいと思います。

以上、3点についてお伺いいたします。

議長（田中榮太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） それでは、私の方から行政の組織・運営の見直しについてということで、特に収入役の問題についてご質問がございました。

お説のとおり、収入役につきましては、今までは長との権限外の立場にありながら公金の管理をするという、収入役独特の権限を持った部署がございまして、これは収入だけではないのですね。支出もやっているのですけれども、そういう名前であったということでございますが、今回お説のようにいろんな事務的な処理の方法、あるいは行政改革の中でものの考え方において、地方自治法の一部が改正されまして、そこで収入役制度については3月31日で見直していこうと。これが法律の要旨でございますが、特例としては施行の際に在職収入役の任期がある場合は引き続いて在職することができる、ということになっておりまして、県下の情勢もお話しになったのですが、町村合併をいたしましたところについては、おおむね特例を生かして、現収入役の任期期間中は収入役を設置していこうというような傾向もございますので、私は阪口収入役の任期は平成20年11月30日まででございますので、その間収入役として任務を全うしていただこうと、こういう考え方を持っております。

2点目の教育委員会の制度の見直しについての質問でございますが、お説のとおり、今、国ではいろんな面から、特に教育行政の難しさの中で、地方の教育委員会のあり方について議論をされております。そこで、私たちも、市長会の中でいろいろと行政部会ではこの教育委員会のあり方についていろんな議論がございまして、端的に言うと、教育行政の組織及び運営に関する法律では、地方自治の尊重、教育行政の中立性を保って、安定性を確保してと、いろいろ書いてはありますが、現に、どうも行政と教育が分離をした形になってしまっているという内容がございまして、非常にきつい市長なんかは、文科大臣に対して意見を具申している。それはもっと首長に、いわゆる市町村長に権限を持たせと。だ

から、教育委員会のあり方そのものはそれでいいだろうと、こういう言い方なのですが、その辺の意見がかなり出ていることは事実でございますが、当市の教育委員会はお互いに連携を図りながら適切な役割分担、また相互協力のもとでやっていただいておりますので、やはり教育行政は教育委員会に任せていこうと、こんな思いをいたしておりますが、若干個人的な意見としては、そういう意見もあるということを皆さんに申し伝えておきます。

次の職員の削減の問題なのですが、実は合併をしたときには458名おりました。それを5年間で23人減らしていこうと、それを435人としていこうと、これがいわゆる基本的な計画ではございますが、今年8月22日に財政の健全化運営あるいは行政改革について答申をいただいた中で、もう少し、31人程度減にしてはどうかという答申も受けました。そういうことから、435人というのは若干多いのではないかという思いから、これを427人ぐらいの数値目標に下げたいと、こういう思いで取り組みをしようとしております。しかし、行政改革の上では職員数は減らすということになっておりますが、その後やはり国の方では民間委託ということ、あるいは指定管理者制度をつくりながら、地方行政についての権限移譲等の問題が出てまいりましたので、行政需要が、言うなれば今までよりもふえていくという、こういう事態がございますので、暗に職員を計画どおり減らせるのかという疑問を持ちますが、いずれにしても健全な財政運営をする上においては、職員を減らしていかなければいけないと、こういう思いをいたしておりますので、その方向で進めていきたいと、こういうふうに考えております。ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（田中榮太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 奥村議員の学校給食費の滞納状況についてお答えをいたします。

1点目の幼稚園、小学校、中学校におきます給食費の滞納額につきましては、本年11月末日締め切りで行われました文部科学省の平成17年度学校給食費の徴収状況に関する調査において、小学校では39万2,400円の未納額、中学校では未納なしとなっております。また、お尋ねの幼稚園、保育園も未納なしとなっております。

2点目の給食費徴収の実態につきましては、かつて旧野洲町においては、学校園で徴収事務を、それから旧中主町では学校給食センターで徴収事務を行ってございましたが、合併を契機に、翌平成17年度からは学校園で徴収しております。

3点目の給食費の滞納保護者への対応でございますが、口座振り込みとなっておりますので、引き落としができなかった場合には翌月振り込みをしていただくよう保護者に連絡

をとり、双方の行き違いのないよう努めております。また、複数月引き落としのできない場合、再度連絡をとったり、学校園の管理職等が訪問したりして、できる限り未納とならないようにしております。

4点目の就学援助対象児童・生徒の保護者の滞納実態についてですが、本市では就学援助費該当額をそれぞれの学校口座に振り込んでおりまして、各学校において保護者了解のもと、給食センターに振り込まれておりますので、昨年度分におきましては滞納はありませんでした。以上、お答えとさせていただきます。

次に、食育に関するご質問にお答えをいたします。

今、朝食を食べない、夜更かしをするなど、子どもたちの基本的な生活習慣が乱れ、学習意欲や体力、気力に影響を及ぼしているという指摘がなされています。

さて、野洲市におきまして、朝食をどの程度食べているかというご質問でございますが、本年度9月に野洲市内の小学校2校の5年生で行ったアンケート結果では、女子で「食べない」が1%、「時々食べる」が13%、男子では「食べない」がゼロ%、「時々食べる」が12%でした。そして、8割以上の子どもたちは朝食を必ず食べるということができません。

このような状況を踏まえまして、子どもたちが朝食をとれるように、次のような働きかけや指導を行っています。

まず、毎月給食センターより「きゅうしょくだより」を発行いたしまして、全保護者に配付しておりますが、その中で朝ご飯をしっかりと食べようと、朝食を食べることの大切さを取り上げておりまして、子どもたち及び保護者への啓発をいたしております。また、学校と保護者、それから学校医、地域の方々とで構成をしております学校保健委員会でも、早寝早起き朝ご飯を内容に取り上げるところも出てきておりまして、このような取り組みを他の学校においても実施していくよう指導をしていきたいと考えております。

また、給食センターの栄養士が学校を訪問し、給食前に食についてわかりやすく話をしているのですが、そこでも朝ご飯をとることの大切さを指導しているところでございます。今後は、食育について保護者や地域に一層働きかけていきたいと考えております。

なお、栄養教諭についてですが、これは県が新規採用するものでございまして、配置を要望していきたい、このように考えております。

以上、お答えといたします。

議長（田中榮太郎君） 奥村治男君。

5番（奥村治男君） それでは、再質問をさせていただきます。

行政の組織・運営の見直しについては、今、市長からわかりやすくご説明いただいたわけですが、収入役の廃止につきましては、特別職ですので、あとの残任期間中は職務を全うしてもらいたいということでもありますけれども、この地方自治法第168条の改正によりまして、収入役制度が廃止されて、4月1日から会計管理者を任命することになるわけですが、ただし、今市長が言われたように、残任期間は特例でいけるわけですが、やはり合併いたしまして、行政改革というのはこれは大きな目標であり、当市も行政改革についてはやろうということでアドバルーンを上げておられるわけです。だから、この際やはり会計管理者に任命がえを、行政改革という見地からされてはどうかと思うわけですが、再度市長からお伺いしたいと思います。

それと、2点目ですが、地方自治法の改正によりまして、守山野洲行政事務組合の規約及び湖南広域行政組合の規約がそれぞれ今回改正されます。助役が副市長に改められるわけですが、本市におきましても、この際助役は副市長に改める必要があるのではないかと思います。

それと、3点目でございますけれども、少数精鋭化による行政組織のスリム化につきましては、市民の窓口でありますそういったサービス部門は、極端な削減はできませんけれども、管理部門は、やはりこの際徹底した組織の統廃合と少数精鋭化を図り、この行財政基本計画の中の目標値をさらにシビアに、目標数としましては、職員数400人ぐらいを目標にして取り組んでいったらどうかという、そういった厳しい見直しを財政の健全化という見地から必要ではないかと考えるわけでありまして、以上、3点について再質問させていただきます。

それと、今日の新聞に出ておりましたけれども、彦根市が職員にいろいろなアンケートをとったわけですが、やはり行政改革に取り組んでいる彦根市の経営改革推進室がこのアンケートを全職員にとっているわけですが、行政の仕事は効率的でないと答えた職員が79%いたと。それと、行政職は民間との競争がないのでコスト意識が働かないというアンケートが29%、30%近い数字が出ているのですが、当市におきましても、こういった職員にこういう感覚で仕事をしてもらっては困るわけですし、やはりコスト管理につきましては十分そういった点を意識して、どこで無駄を省けるか、どうしたら効率よく仕事ができるかということ、民間企業ですと業績が悪くなりますと徹底してこういったことには取り組むわけでありまして、ですから、削減目標につきましても、やはり大

きく400人ぐらいの目標で取り組んでいくというぐらいの姿勢があってもいいのではないかとこのように思います。

次に、教育長の方に再質問を、学校給食の件でさせていただきます。

まず、5点再質問をさせていただきます。

まず第1点目でございますけれども、平成17年度の学校給食費の滞納額は、小学校で先ほど言われました39万2,400円、中学校、幼稚園、保育園は未納額はゼロという報告を先ほどされましたけれども、これは滋賀県教育委員会へ報告された数字だと思います。これは過少申告されているのではないのでしょうか。私の調査では、幼稚園6園中1園で1人、1万6,800円の滞納が17年度であります。小学校6校中4校、生徒数24人で43万9,800円の滞納があります。中学校は3校中1校、5人で6万2,340円、合計51万8,940円、全部で生徒数30人の滞納額が、これは17年度の出納閉鎖の後判明している数字であります。県教育委員会への報告が39万2,400円、17人と。なぜこういう数字で過少報告されたのか、伺いたいと思います。

それと、2点目ですけれども、平成16年度の滞納額は小学校4校で58万3,875円。中学校1校で25万6,280円。合計84万155円徴収されていない、今残っているわけです。なぜ、16年度の方は放置されているのか。聞いてみますと、全然これは督促だとか手が付けられていないと、放置されているという現状であります。

3点目ですけれども、こういった滞納額の数字を教育委員会ではしっかりつかんでおられないという点からしまして、この16年度から18年の11月末現在で滞納総額は幾らぐらいあるのかお伺いしたいと思います。今、もし数字が出ないようでしたら、後でもまた明細を年度ごとに教えていただきたいと思います。

それから、4点目でございますけれども、17年度の決算書による給食費の未納、未済額199万8,000円ということで、決算の報告では給食費の未納額199万8,000円になっておるわけです。給食センターで管理している未納額、幼稚園は学校教育課で管理しておられますね。この未納額が16年度で84万155円、17年度が51万8,940円、トータル135万9,095円と。ですから、決算の数字と乖離しておるわけです。整合性が全然ない。なぜこれだけの差額、63万9,000円になるのですけれども、生じているのか。決算の書類の数字と現在給食センター、それと学校給食課で把握しておられる数字が全然合わない。こんなことから、県への報告もこういう生の数字が出されていないのではないかとこのように思います。

これは文部科学省から県の方へ調査依頼が来た書類ですけれども、こういうふうになっているのですよ。平成17年度末における学校給食費が未納の児童・生徒の数と学校全体の未納額の総額を記入して下さい。平成17年度1年間の実績を記入し、過去の累積は含まないと。未納の児童・生徒数は何人でしたかと。未納額の総額は幾らですかという質問であります。これは文科省から県の方へ調べよということで来たわけです。

それと、これは18年11月10日付で出ているわけですが、ここでは先ほど言われた中学校は県への報告がゼロになっていますね。この調査票の1番では、小学生、未納の児童・生徒数何人かと。未納総額幾らかと、中学生は何人かということで、幼稚園を除いて小学校と中学校の17年度の未納の生徒数、総額を17年度単年度で出しなさいということなのですが、教育委員会が出した数字は先ほど言いましたように中学生はゼロということで出ております。それと17年度の数字も随分乖離しております。こういったところから考えますと、今全国的に子どものいじめで教育委員会は隠蔽体質があるということが指摘されているのですけれども、こういうところにもあるのではないかと疑わざるを得ないと思います。

だから、この辺についてしっかりと調べていただきたいと思います。

それと2番目、平成16年度の滞納額は小学校で4校で58万3,875円、中学校1校で26万2,280円、84万155円、これが何で今まで放置されているのか、お伺いしたいと思います。

それと給食費の滞納者への督促及び徴収が、当市はすべて園長だとか学校長で行ってられるわけですが、教諭と保護者との関係は、お互いの信頼関係で成り立っていると思うのです。非常に信頼関係が大切でありますので、金銭のことで保護者と教諭の信頼関係が崩れることというのは好ましくないと思います。滞納者への督促は、草津市は市長と学校長名で出しておられますし、豊郷町は町長と教育長の連名で出されております。栗東市は教育委員会と学校がタイアップしまして徴収にあたっているということを聞いております。当市も、徴収の方法につきましては、この際検討する必要があるのではないかと、こういうふうに思いますので、お答えをいただきたいと思います。

それと、食育教育でございますけれども、3点お伺いしたいと思います。

先ほど教育長から報告ありました小学校2校のアンケート結果では、「朝食を食べる」が女子で13%、男子で12%という報告をいただきました。中学生の朝食の欠食率については、私がお尋ねしている回答もありませんでしたので、中学生の朝食の欠食率はどう

なっているのかお聞きしたいと思います。

2つ目は、豊郷町や岡山県美作町の教育委員会におきましては、朝食を食べないことのある児童・生徒が全国平均を上回ったため、朝食を食べずに登校する児童・生徒を減らすことを目的に、始業前に飲むヨーグルトだとかビスケット、果物等を出すいわゆるブレークランチ制度が現在試行されております。当市の小学校のアンケート結果でも、十二、三%と全国平均に近い数字であります。ブレークランチ制度の導入まではしなくても、朝食の欠食児童を減らすために、教育長が言われた「きゅうしょくだより」による啓発だけでなく、やはりもっと強力な施策を保護者に対しても求めていく必要があるのではないかと。教育長はどのようなお考えかお伺いしたいと思います。

3点目ですけれども、小学生、中学生とも寝る時間が遅くなっておるわけですが、睡眠時間は大変大事であります。夜型生活をする子どもがふえてきていますが、当市の小中学生の就寝時間、それと起床時間帯は、男子、女子でそれぞれ何時ごろか、また小学生の12時以降就寝している就寝率、何%ぐらい小学生においてはいるのか。特に小学生には必要な睡眠時間というのが、低学年、高学年それぞれあると思いますが、この低学年、高学年では何時間ぐらいが必要とされているのか、おわかりでしたらお伺いしたいと思います。

以上で再質問を終わります。

議長（田中榮太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 3つの点について再質問がございました。お答えを申し上げます。

20年11月30日をまたずにやったらどうかと、こういうご意見ですが、ちなみによその固有名詞が出ておったのですが、草津、守山市が今やられるのに何で出さんのかということなのですが、ここの収入役さんはこの3月で任期が満了になります。だから4月からすっきりいけるということです。他の申しあげましたところは、皆収入役の任期に残任がございまして、だから申しあげましたとおり合併をしたまち、新しくできたまちについては残任期間を置こうということが多うございます。ただ、おっしゃったように、高島、米原は今、収入役がおいでになっていませんので、これはもう即それに乗っていきこうと、こういうこととございますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、広域行政組合あるいは守山、草津が条例を出しておられるのに何で出さないかと。これはそういう意味を含んで、県下の情勢を見ながらおっしゃる収入役の扱いを、特

例を生かすのかということの県下の情勢を見たいという思いもありまして、この12月には提案をしなかったと。こういうことで3月には提案をせざるを得ないのですよ。これはもう義務的にします。副市長を置きます。そういうことでご理解いただきたいと思います。

それと、職員の問題ですが、私はちょっと先ほど間違えたようですが、458人というのは17年4月1日でございます、合併のときはもう少しいたのですが、それを基準にしながら減らしていこうということで、ただ400人にしたらどうだと、こういう提案でございますが、健全化計画の中からはいきますと、もう我々の計画では23人を減らすと、こう申しあげましたが、もう8人減らしてということですから、31人を減らしていきたいと、こういう思いは持っております。そうしますと、422人になるのですね。この辺が、という見方もあるのですが、もう一つちょっとご理解をいただいておりますのは、これから3年の間に権限移譲がございますね。39項目にわたって権限移譲、いわゆる仕事がありてきます。その仕事も一般事務職員ではなしに、技術専門員が要るのではないかと、こういうふうに予測をしていますので、新たに技術専門員を補充していかなければいけないと、こういうこともございますと、極力一般事務職員を減らし、技術職員をふやす、こういうバランスをとればいいのですが、今ここで400人にしますということは、ちょっと約束をしがたいと。目標としては422人ぐらいにしたいと、こういうふうに思っておりますので、ご理解をいただいております。

以上、3点についてお答えといたします。

議長（田中榮太郎君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） ただいまの奥村議員からの再度のご質問にお答えを申し上げます。

まず1点目の平成17年度給食費未納報告額が過少報告ではないかのご質問でございますが、国が実施いたしました学校給食費の徴収状況に関する調査が、公立小中学校を対象に平成17年度学校給食費の徴収の実態、未納に関する認識、対応について、滋賀県教育委員会へ11月30日までに報告するようという、そうした期限で実施されたものでございます。

この調査につきましては、市内の小中学校におきまして、その調査票を作成されて、これを学校教育課で集計して、県の教育委員会に報告をしたところでございます。その結果が小学校6校中3校で未納総額が39万2,400円、中学校3校は未納なしと、こういうふうな集計結果となったわけでございます。

奥村議員の調査をされました額と違うということですが、この調査は調査実施要領におきまして、平成17年度末の時点で学校給食費が未納の児童・生徒とは、意図的に学校給食費を未納としている各学校において認識している保護者の児童・生徒をいい、不注意により所定の支払期日において未納となっている場合は除くとうたっております。平成17年度会計内においてではなく、学校におきましては、その後納付されているものは未納扱いにしていない学校もございます。

奥村議員の調査額で申し上げますと、会計年度では確かに小学校4校で43万9,800円、中学校1校で6万2,340円となっております。また、平成17年度給食費負担金におけます幼稚園収入未済額も、確かに1人分1万6,800円未納となっておりますが、これにつきましては、調定時期による誤差となっております。平成17年度給食費においては未納はございませんでした。

以上が、平成17年度学校給食費及び幼稚園給食費の未納の状況でございます。これが1点目でございます。

2点目の平成16年度給食費未納の件でございますが、17年度におきまして、4つの小学校で6万8,400円を納付されております。決して放置をしているわけではございませんで、各学校において、忙しい中ではありますが、督促、催告をして学校でその徴収の努力をしております。

次に、第3点目の平成16年度、平成17年度の給食費未納額はということですが、幼稚園で1園、小学校で4校、中学校1校合わせまして、現在191万95円となっております。

4点目の徴収及び未納者への督促等についてでございますが、野洲市におきましては、学校園の職務として、合併後その徴収にあっております。これは、学校給食が学校の教育活動の一環でもありますし、公務として徴収及び管理にあたるものとされております。

学校給食費の徴収につきましては、学校におけます他の学習教材等の徴収と同様に、教諭と保護者間の信頼関係の上に成り立って行っているものと、このように考えております。また、こうした徴収方法だからこそ、未納額を一定抑える効果も発揮できているのではないかと、このようなことも考えておりますが、今後はこうした未納額を解消するためにも、簡易督促制度の活用など、効果の上がる方法を検討いたしまして、取り組んでいく所存でございます。もちろんまた、年度あるいは卒業、転出といった事案はあろうかなと思われまますので、長期にわたります給食費の未納に対しまして、学校だけでなく給食センターや

教育委員会としての対応も必要となってくるとは思いますけれども、できるだけ学校と保護者との信頼関係の中で、早い機会にこうした未納を解決していきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（田中榮太郎君） 教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） 奥村議員の再度のご質問にお答えいたします。

本市におきまして、中学生を対象にした朝食摂取についてのアンケートは行っておりません。しかしながら、本年9月に行われました全国の調査結果から報告いたしますと、中学生男子での欠食率は「時々食べる」が16.2%、「食べない」が4.2%、女子では「時々食べる」が16.4%、「食べない」が3.5%でございます。野洲市内の5年生の結果からかんがみまして、この結果と類似しているのではないかと推測しております。

次に、本来的に朝ご飯を食べさせるのは家庭であると思えます。しかしながら、食べていない子どもが現実にいる中で、やはり学校におきましては毎日行われる朝の健康観察、必ずやっておりますが、その中で子どもの状態や給食を食べているときの状況等々から、子どもたちの様子をしっかりと見取って行って、食べていないという子どもがわかった時点でその実情をとらえながら、保護者への働きかけを丁寧に、そして継続的にしていくことが大事ななということをおもっております。そういうことを踏まえまして、学校への指導も強く進めていきたいと考えております。

次に、子どもたちの睡眠時間についてのご質問でございますけれども、これも本年度9月に行いました市内2校5年生全員を対象としました「早寝早起き朝ご飯」のアンケートの結果からではございますが、睡眠時間につきましては、6時間睡眠が6%、7時間睡眠が19%、8時間睡眠が52%、9時間以上が17%でした。5・6年生で言われている必要な睡眠時間は9時間とされていますので、この結果から見る限りでは、少し少な目ではないかというふうに考えられます。

ちなみに、必要な睡眠時間ということでございますけれども、小学校低学年では11時間、中学年では10時間というふうに言われております。

次に、ご質問の起床時間についてでございますが、先ほどの同じ5年生のデータからですけれども、6時から7時に起きておりますのが約8割を占めております。就寝時刻につきましては、大体9時から10時が約4割、そして10時から11時が約4割を占めております。特に、今ご質問の12時以降の時刻に就寝している子どもたちにつきましては、男女とも2%でございます。これは、全国平均から見ると少ないということが言えると思

います。

最後に、「早寝早起き朝ご飯」の取り組みについて、これは単にご飯だけではなくて生活習慣を取り戻す運動に他ならないわけでございますけれども、現在各学校でも取り組んでいる状況でございますが、さらに引き続き子どもたちの実態、あるいは保護者等の事情等踏まえながら、しっかり指導していくように学校に指導していきたいと思っておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でご回答とさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 奥村治男君。

5番（奥村治男君） 再々質問をさせていただきます。

市長、先ほどいろいろとご説明いただきまして、よくわかりました。もう一点だけお伺いしたいと思います。

やはり、この非常に厳しい財政事情の中で、職員の皆さん一人ひとりが原価意識、コスト意識というのはしっかり持っていただく必要があると思うのです。この問題につきまして、コスト意識を職員に徹底して持っていただくという点からしますと、こういった方法できちっと周知されるのか、その辺も最後に伺っておきたいと思っております。

それと、教育長に、給食費の問題で3点再々質問をさせていただきます。

給食費は、先ほども話が出ていましたけれども、滞納したまま卒園、卒業した園児、生徒というのは、この野洲、中主では何人ぐらいいるのか。市外への転出者ですね。いた場合、その市外へ転出した子どもたちの滞納額と人数、何人ぐらい転出したのか。徴収は、現在そういった対象者に対してはこれまでどのようにしてきたのか。ちなみに、お隣の守山市に聞いてみますと、教育委員会で転出者は追跡調査をして、逃げ得は許されないということで徹底した追跡調査をしているというふうに伺っております。

2点目ですけれども、給食費の会計は、今お聞きしますと学校任せになっていると思うのです。したがって、滞納の実態が十分把握できていないというのが実態だと思うのです。これは文部科学省が給食費の実施主体である自治体が滞納状況を把握しておくべきだと指摘しているわけですが、当市も会計処理の方法と滞納状況の把握について、この際検討する必要があるのではないかというふうに思います。

それと、給食費を払えるのに払わないという保護者がふえてきており、栃木県の宇都宮市だとか広島県呉市、北海道石狩市などは、保護者を相手取って法的措置を講じていると。草津市におきましても、今年度から法的手段を検討しているというふうに聞いております。

先ほども言いましたように、逃げ得は許されませんので、やはり当市においても16年度からの、以前もあるかも知れませんが、この滞納者についてはこういった法的措置を講じる必要があるのではないかというふうに思います。これは現場の先生、あるいは退職した先生から、夜遅く該当者のおうちへ訪問して、非常にリッチな生活をしておられるのに払ってくれないというのを聞いております。また、何回も、熱心な先生は自分のクラスの子の滞納をゼロにするために一生懸命保護者のところに足を運んでいただくのです。何回も行くと、サラ金の取り立てよりきついなという、こういう嫌みを言われるということも現場から聞いております。だから、こういった滞納については、悪質な滞納については当市も法的措置を検討する必要があるのではないかというふうに私は思っております。

これは、税務課の納税推進室の方、非常に頑張ってくれていると思うのです。これは参考までですけれども、17年度の実績ですけれども、市民税個人、滋賀県13市13町あるわけですけれども、野洲市は3位、非常に収納率がいいのです。ちなみにパーセンテージは96.3%、13市の中で3位に入っているというのはどこもないのです。1位が余呉町、2位が多賀町、3位が野洲市です。法人住民税を見ますと4位です。昨年と比較しますと、市民税、去年は6位だったのが非常に頑張ってもらって3位になっています。法人の住民税なんか、去年は11位だったのが4位に上がっているのです。非常に頑張ってもらっていると思います。国保を除きましてのランクですけれども、13市の中で野洲市は5位です。他の12市、このランクの中に入っていない。

こういうことで、滞納についても税務課の方は非常に頑張ってもらっていますので、教育委員会においても給食費の滞納の徴収はやはり徹底してやってもらわないと、財政厳しい中で寄与しないと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

それと、3点目の食育教育の推進策についての再々質問をさせていただきます。

先ほど、答弁がありましたように、学校保健委員会、いろいろとそういうPRをしたいということですが、現在小学校6校の中で、北野小学校が学校保健委員会というのを、組織をされています。この委員会組織を見せていただきましたら、学校医だとか学校評議員、民生児童委員、PTA常任委員、PTA保健委員、学校関係者、総勢80名で保健委員会を組織されています。

それで、いわゆる朝ご飯を食べようという取り組みにつきましても、こういった組織を通じてしっかりとPRしておられます。だから、こういう委員会は非常にいいと思いますので、欠食児童を減らすために、全小学校に対してこういった学校保健委員会の立ち上げ

をされる計画はあるのかどうか。この辺も、もしされるとするならばいつごろを目標にされるのかをお聞きしたいと思います。

それと最後に、2点目は、栄養教諭につきましては、滋賀県教育委員会では各市町村に最低1名は配置したいと、こういう方針を持っております。栄養教諭の認定試験が17年、18年で研修があったわけです。

議長（田中榮太郎君） ただいま発言時間が来ましたので打ち切ります。

暫時休憩いたします。

（午前11時56分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（田中榮太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

助役。

助役（川尻良治君） 奥村議員の再々質問にお答えしたいと思います。

職員のコスト意識醸成をどうやって行うのかと、こういうふうなお問い合わせであったと思います。今回の第1次野洲市行政改革大綱、この中で4項目を挙げております。

まず、第1番目が職員の意識改革と、こういうことでございますし、あと、ちなみに申し上げますと、行政運営の改革、財政の改革、市民との協働と、こういう4つの柱を立てております。

こういった中で、第1番目に職員の意識改革ということ、まず私どもとしては第一に挙げておまして、こういった中で職員研修の充実、あるいは自己改革等に努めていきたいと。こういう中で職員の意識改革、コスト意識の醸成と、こういったことに努めてまいりたいというふうに考えております。また、具体的には、人材育成方針、こういった中でコスト意識の醸成ということについても検討を進めてまいりたいと、かように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（田中榮太郎君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） 再度の奥村議員からのご質問にお答えを申し上げます。

その前に、まずこの12月6日現在で、平成16年から18年度におけます過年度の給食費で納入がありました件数と金額について申し上げますと、8つの小学校と1つの幼稚園で33件、42万1,200円を納入しております。

それと、滞納したまま卒業あるいは転出した子どもの人数とその金額についてでございますが、ちょっと手元に資料がございませんので、調査をいたしまして後ほどご報告を申

上げたいと思います。

また、滞納の実態の把握についてはきちっと把握して、あるいは検討をした上で、その内容によりましては、悪質な滞納につきましては法的措置も考えるなど、徹底した徴収に取り組んでいきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） 先ほどの学校保健委員会の件でございますけれども、北野小学校で全面的に積極的におやりになっているということでございますけれども、学校保健法によりまして、学校保健委員会は各小中学校に設置されることを義務付けられております。その上で、各校とも取り組んでおります。情報では、ある小学校では簡単な朝食づくりということで、和食、洋食２種類をつくって、学校保健委員会でそれを実際つくったりしながら、そしてそのレシピを保護者等に配付したとか、そういう取り組みをやっておりますので、今後早寝早起き朝ご飯、全体的な、基本的な生活習慣の育成ということで図っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（田中榮太郎君） 次に、通告第４号、第３番、梶山幾世君。

３番（梶山幾世君） ３番、梶山幾世でございます。私は、平成１８年１２月定例会において、次の３件について質問をいたします。

まずはじめに、特別支援教育の体制整備についてお伺いいたします。

平成１９年度からいよいよ特別支援教育が開始されます。平成１７年４月、発達障害者支援法が施行されたことへの期待とあわせて、保護者の方々は、より多くの障害を持つ子どもたちが適切な教育や支援を受けられることを非常に期待されておられます。

先日も保護者の方々の声を聞かせていただきましたが、皆さんお互いに助け合いながら、子どもたちの将来を考えて、よく勉強して取り組まれておられました。今、最も心配し、心を痛めておられるのは、子どもたちが自立していけるのか、自分が他の人と何か違うと気付いたとき、自己を受け入れることができるのか。告知のタイミングとプロセス、思春期のこと、いじめ、差別等です。また、学校に対しては、先生方に障害についての理解を深めてほしい、そのための研修などもっと積極的に取り入れていただきたい等々、切に願っておられました。

今後、子どもたちが持てる能力を発揮し、個性を生かしていくためには、また次の就学、就労に結び付けていくためには、障害の専門的知識を有する巡回指導員と心理判定員の配

置が必要と考えます。また特別支援教育について、すべての市民にも理解していただき、学校、地域、家庭が協力し合って取り組む体制も必要と考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

次に、子ども議会の開催についてお伺いいたします。

先日、ある会合で小学校6年生の男の子が「質問していいですか」と尋ねてきました。1つには「野洲市の条例で何が一番好きですか、1つだけ言って下さい。そして議員になって何が一番よかったですか」との突然の質問に、私は驚きと感動を感じました。1つの条例には悩まされましたが、2つの質問に思いを述べさせていただきました。以前では考えられなかったことが、この情報化時代に子どもたちもさまざまなことを考えているのだということを痛感いたしました。

「なぜ聞いたの」と聞くと、「将来の就職活動の参考にしたいと思っております。ありがとうございました」と、へえ、こんなことを小学校6年生の男の子が考えているのかと、改めてこの子ども議会の必要性を感じたところです。

子ども議会の開催については、平成12年9月議会で質問させていただきました。この年は、2000年子ども国会が参議院で開かれ、各自治体でも取り組まれ、反響があり、当時の森首相にも直接ふれあい、意見を交換できたことは、政治への関心も深まり、21世紀を目前にあすの未来を拓く大きな財産になったと、そのとき切に思いました。

本市においても、21世紀を担う児童・生徒たちにこの議場を開放して子ども議会を開き、意見、要望を語ってもらってはどうかと考えます。当局の見解をお伺いいたします。

最後に、コンビニ納税サービスの早期実現についてお伺いいたします。

平成16年3月議会、平成17年6月議会においても、納税の利便性と収納率向上のためにコンビニ納税サービスの導入とその後の進捗状況について質問させていただきました。近隣の守山市では、上下水道のコンビニ納税を平成19年度から実施を決定しております。本市においても、平成19年度を目標に取り組むとの答弁があり、積極的に進められていることとは思いますが、納税者の利便性の向上を図るためにも早期実現が必要と考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

議長（田中榮太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 梶山議員の特別支援教育に関するご質問にお答えをいたします。

文部科学省は、法律によりまして従来からの特殊教育の対象の障害だけでなく、軽度発

達障害も含めまして、特別支援教育の対象として平成19年度より市町村に義務付けております。既に、平成14年の文科省の調査で、従来の障害児の出現率は2%とされていたのが、軽度発達障害を含む7.8%ととらえ直しがされています。軽度発達障害のある児童は、適切な対応がなされると順調に成長いたしますけれども、正しく理解されない場合は学業不振、不登校、非行、虐待、家庭内暴力、さらには犯罪など、不幸な状況に追い込まれてしまうことも少なくありません。

本市でも、今年7月に野洲市特別支援教育推進協議会設置要綱を定めまして、10月には第1回野洲市特別支援教育推進協議会を開催いたしました。その中で、学識者、福祉・医療関係者、教育関係者の他に保護者の代表者からも貴重な意見をいただいております。

特に、学齢期は子どもが心身共に大きく成長をされる時期であります。保護者の方が心配しておられる子どもの自立に向けた取り組みの中には、自己の障害受容の問題や社会性、コミュニケーション能力の獲得などがあると思います。

各学校では、特別支援教育コーディネーターを学校長の指名により教員の中から位置付け、特別支援教育の推進に努力しております。さらに、市費で特別支援教育担当者を4人雇用いたしまして、個々の子どもたちへの支援を行っているところでございます。

しかし、今年度1学期に実施した実態調査で、新たに特別な支援が必要であるとされた子どもは、野洲市で202人いることが明らかになりました。この子どもたちを今の職員体制でフォローしていくには、専門的な指導が不可欠であるというふうに考えております。そのためには、それぞれの学校を巡回して、教職員への指導ができる専門職や気になる行動をする子どもへの発達検査ができる専門職が必要であろうと考えています。

特別支援教育は、すべての子どもたちのための教育です。まず、保、幼、小、中学校の保護者への啓発は言うまでもなく、今後はすべて市民への啓発も積極的に行っていきたいと考えています。

次に、議員ご質問の子ども議会につきまして、2000年子ども国会が参議院で開かれ、その後各地の市町でも開催されております。次代を担う子どもたちの意見や要望を発表する場を提供し、また市の行政や議会の仕組みなどを学ぶよい機会ではありますが、現在市の取り組みといたしましては、「はつらつ野洲っ子中学生広場 私の思い2006」を開催し、中学生自ら運営に携わって、意見発表を行っております。また、去る12月2日には、「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」を開催いたしまして、小学生や中学生の代表にそれぞれ意見を述べてもらい、保護者や学校関係者と共に意見交換をしていただきました。小学生

や中学生らしい視点からの意見がたくさん発表され、大変有意義な内容でございました。

今後も、こういった内容での意見交換や市長、教育長との懇談会等を検討していきたいと考えており、こういう場の一つとして意見交換会や模擬議会など、内容、方法等について考えてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（田中榮太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 梶山議員の「コンビニ納税サービスの早期実現を」についてお答えをいたします。

コンビニ収納につきましては、議員より昨年の6月議会におきましてご質問をいただいたところでございますが、もともと税及び使用料などの公共料金納付における利便性の向上を図る面から、コンビニ収納は有効であるとの認識は持っておりました。その後も、関係課でいろいろと協議を重ねまして、実施の方向で進めてまいりました。

近隣市では草津市が今年度の4月から一部導入、また近江八幡市が19年4月、守山市と栗東市が20年4月に一部導入予定と聞いております。

本市におきましても、ただいま19年度予算の編成時期に入っておりますので、相変わらずの厳しい財政状況の中ではありますが、市全体の事業の優先度を見極めながら、平成20年4月実施に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 梶山幾世君。

3番（梶山幾世君） それでは、再質問をさせていただきます。

特別支援教育の体制整備については、かねてから何度か質問させていただき、るる聞かせていただいておりますが、答弁の中で特別支援教育コーディネーターの設置を、このコーディネーターの方々の力が弱いのではないかとということで保護者の方から聞いておまして、この方たちの保護者への、もっと強力なアドバイスができるようにということで前回も質問させてもらったのですけれども、特別支援教育のコーディネーターの方の研修はどのように育成されているのか。再度お伺いしたいと思います。

それから、先ほど1学期に実態調査をされたということで、軽度発達障害者の方を含めると202人の新たな方がいるということで、今の答弁の中では巡回指導員と発達検査のできる専門職が不可欠だということですので、ぜひ平成19年度設置していただけるようお願いしたいと思いますが、保護者の方々は、一部のそういう方だけが知っているの

はなくて、全教員が発達障害者の理解者になってほしい、まだまだ理解されていない教員の方がおられて、非常に格差が激しくて、子どもたちはその対応に戸惑っているということも聞いておりますが、全教員の研修をどのように考えておられるのか、もう一度お伺いさせていただきます。

それから、最後に市民への啓発なのですが、保護者の方も本当に私たち一生懸命同じような、内容は違うけれども、発達障害を持つ子どもたちの親の会としてこうして定期的に勉強しながら、親として最大限できることを一生懸命取り組んでいるけれども、どうしても障害を持つ保護者だけということ、孤立してしまっているところがあるということをおっしゃってありました。学校に行きながら、自分たちも子どもを持って初めて親の気持ちがわかったと。過去に自分たちが子どものときに、そういう子どもがいたけれども、全然一緒に溶け込むこともしないで、第三者的な思いで見えていたということ、自分の子どもがそういう立場にあって改めて反省している中で、ぜひ障害を持つ子どもたちも、また健常者も、本当にこれで当たり前なのだとして一体となって、また市民の皆さんも、まだまだ軽度の発達障害者の方はわからないと思うのですけれども、そういう方がいるということをお互いに認め合って地域で支え合っていける、もっと堂々と自分たちも取り組んでいけるような市政にしてほしいという声もありましたので、ぜひ市民への啓発、今学校での啓発はおっしゃって下さいましたけれども、市民への啓発もしていただきたいと思うのですけれども、この啓発はどのように考えていただけるのか、答弁をお願いしたいと思います。

それから、子ども議会についてですけれども、これも2回目の質問なのですけれども、今回の答弁でもはつらつ野洲っ子育成フォーラムが非常に盛会ということで、毎年非常に参加者の方たちは取り組んでいただいている様子はどうかがえるのですけれども、やはり野洲の小劇場等で行っておられるこういったフォーラムと、また私たちが取り組んでいるまちづくりについての、議場で取り組む内容とは、やはり取り組みも変わってくると思いますので、ぜひ議場を開放して子ども議会を開催していただきたいと切に思います。野洲市が子どもたちの目にどのように映っているのか、またどんな期待や夢はぐくまれているのか、そういうことを聞く大きな場になると思います。そしてまた、子どもたちに議会の仕組みや運営方法を知ってもらい、市民としての自覚と誇りと愛情をはぐくんでいただくためにも、ぜひ開催していただきたいという思いです。

今の答弁でも、考えていきたいということでございますが、私が質問したときの答弁、

2000年9月に質問しましたがけれども、このときも、このような議会、こういうこともまたいろいろな角度で検討して、小学校、中学校というようなご意見も拝聴しながら、いろいろと模擬議会などをやっていくのも一つの方法ではないかと、こんなことも考えております、これは慎重に学校とも話し合っただけで検討していきたいというふうに答弁いただいているのですけれども、全くそういう子ども議会の声も、橋本教育長のときだったので、引き継ぎがなされていなかったのかもわかりませんが、またその二の舞にならないかなという思いも若干、今日の答弁を伺いながら聞いているわけですが、これはどのぐらいの年数、時間をかけて取り組んでいただこうとされているのか。再度お伺いしたいと思います。

それから、最後にコンビニ納税サービスについてでございますが、特に土・日しか休めない方が平日非常に納税しにくいという声も、仕事をなさっている方からもまだまだ聞いております。また、滞納督促状が来て持っていく場合も、非常に窓口には持っていきにくい。コンビニで納税ができると、知らないところに持っていくというのは、意外と少し遅れても持っていきやすい。そういう声も聞いております。今、非常に滞納者が多い中で、利便性の向上ももちろんですが、やはり少しでも収納率をアップするためにも、このコンビニ納税サービスは今後時代の流れとしても必要かと思っておりますので、ぜひ平成20年の4月から実行できるように取り組んでいただきたいと思います。これは要望いたします。

以上、よろしく願いいたします。

議長（田中榮太郎君） 教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） ただいまご質問の3点についてお答えをさせていただきます。

まず、特別支援のコーディネーターの力、あるいはその力の養成についてでございますけれども、昨年度におきましては、県教委より特別支援教育推進体制整備事業ということで、篠原、三上、野洲、北野の小学校、そして野洲中学校において、そういう事業が行われております。それから、特別支援教育に係る全員研修会を開催してございまして、これは本当に全国的な、特に関わられる方なのですが、パネルディスカッション等を行っております。そして、本年度におきましては、特別支援教育推進体制整備事業としまして、祇王小、中主小、野洲北、それから中主中学校で行っております。特に、野洲市教育研究所の主催の特別支援教育講座を実施してございまして、例えば5月16日はコーディネーターの

実践的課題ということで、藤田先生にご講演いただいている。あるいは他におきましては、学級担任の役割と実践、LD児とその指導のあり方、ADHD児とその指導のあり方、高機能自閉症児とその指導のあり方等々をご指導いただいているところであります。

また、特にコーディネーターにおきましては、この野洲市教育研究所の講座の前に、特別支援教育コーディネーター連絡会を持ちまして、研修を図っておるところでございます。また、一般の教員につきましても、特に、この特別支援教育講座は参加者が多いのでございますけれども、また一方で学校内におきましてもチェックリストとか、あるいは個別の教育計画を立てる中で、関係者からの指導を仰ぎながら、子どもたちへの理解等々を図って、そして実際的にどうすればいいのか、正直なところ、我々といえますか、教師にとりまして初めてといえますか、新しい課題であり、これから力を付けていかなければならないところでございます。したがって、子どもたちを目の前にしながら、いかに教育を図っていくか、日々実践の中で力を付けていくことが非常に大事かと思えます。

そういう中で、特別支援教育コーディネーターがより力を発揮し、調整あるいは指導にあたれますよう、今後とも指導、研修を図っていきたいと思えます。また、初任者研修におきましても、この内容を取り上げまして研修を図っているところでございます。

市民への啓発というところで、これも非常に重要なことかと思えますが、市の広報等で市民啓発も図っていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（田中榮太郎君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） 梶山議員の再度のご質問にお答えをさせていただきます。

これは平成12年のときにも議会でご質問をいただいておりますが、答えました内容につきましても、議員のおっしゃるとおりでございます。つきましては、その方法としまして、そうした一部の子どもたちの代表によります子ども議会という方法が効果としてどのくらいなのかという若干の疑問を持っております。よその東久留米だとか札幌だかあるいは狭山市だとか、他市の事例も調べてはおりますが、基本的には中学生、小学生の代表何名かからの、そうした議員を選んでというふうな形になっているわけですが、それも一つの方法かも知れませんが、学級とか学校を単位にしながら、以前の町長ですが、各学校、学級を回りまして子どもたちとの意見交換あるいは懇談会をさせていただいておりましたが、今一つの制度としまして市長とのほほえみトークというのもやっております。そういうような方法で、学校あるいは学級の単位で、学校へ出かけていったそうした子どもたち

と直接市長、教育長が意見を交換する中で、子どもたちの考え方あるいは思いを聞いていくというのも、その点について検討してはどうかと、このように思っております。

ちなみに、ちょっとそれますが、先ほど教育長の方から紹介させていただきました12月2日のはつらつ野洲っ子育成フォーラムの中で、子どもの思い、大人の思いというのを、発表会を行いました。4名の方からの意見発表がございました。中主小学校6年生の河野さんは、小学生を代表して「夢をつかむまで」ということで発表されました。また、中学生の発表としましては、野洲北中学校2年生の伊藤安那さんが「今の地球と未来の地球の環境について」と、環境問題について発表されておりますし、野洲中学校の3年生の小倉さんは、子どもを取り巻く環境について発表をされました。また、中主中学校3年の辰巳君は、「挨拶について思うこと」ということで発表されまして、また野洲高校の生徒さんからは、今年の1月のサッカー部の全国大会の優勝、そのマネージャーをされている方でしたので、また今年も滋賀大会を優勝して全国大会に行くので、また地域の皆さん、声援をよろしくお願ひしたいというようなこともあわせて、マネージャーとしてのいろんな悩みだとかそうしたものも発表をいただきました。

そのような、これも一つの代表によります発表会ではありますけれども、より多くの、子どもの意見をそれぞれ聞かせていただく場面の設定も大切かなと、このように思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 梶山幾世君。

3番（梶山幾世君） 特別支援教育につきましては、さまざまな観点から研修に取り組んでいただいておりますが、さらに保護者の方は、まだまだ十分対応できていないという声ですので、さらに研修を重ねていただいて、全教員がよき理解者となり、また先ほど答弁にありましたように、特別の知識を持たれた巡回指導員設置の折にはその方から十分前教員にしっかりと実情に合わせて、子どもたちの障害に合わせて、一人ひとりきちっと対応していただける体制づくりにぜひ取り組んで、保護者の方に安心を与えていただき、子どもたちも本当に安心して社会に自立していけるように取り組んでいただきたいと思います。これは要望しておきます。

今、子ども議会については、どちらかと言えば消極的な答弁だったように思うのですけれども、これも一度は行ってみないと、頭からできない、できないでは、いつまで経ってもできないと思うのですね。インターネットもいろいろ見ておる中で、2000年の子ども

も国会のときには、もう毎日のように新聞に各自治体が行き組まれている様子が出ておりましたけれども、昨今でも時々出ておりますが、毎回続けておられるところもあります。

藤沢市の教育委員会のホームページをちょっと見せてもらっていたのですけれども、2005年12月議会の中で、今回が平成7年から開始して11回目ということで、毎回6月に募集をされて、11月ごろにされて、非常に意識というのか、政治とか行政に対する子どもたちの関心が深まった。小中学生を対象にということで行われております。また、お隣の岐阜市のところもちょっと見せてもらっていたのですけれども、平成16年7月25日に行われている中でも、子ども議会に対する市長の提案という内容、テーマは豊かな創造力を持った岐阜市民になってほしいというテーマで、落語というのは岐阜から始まったのだと、落語は人を笑わせて、また聞く方も想像しながら聞いていける、非常に創造力豊かになる、落語に興味を持ってほしいという内容を取り入れた市長の挨拶ではありましたが、そういう議会を通じて、今日本全体で今いろんな問題が起きている、いじめ、虐待、凶悪な事件などが毎日のように起きているけれども、原因はいろいろあるけれども、この市長は創造力が足りないことが大きな原因ではないかと。子どもも大人も、やはりこう言ったら相手がどんな思いをするかという創造力を持っていけば、決して相手にいやな思いをさせたり、いじめなんか起こらないと、これは子どもも大人も同じだと。

こういうことを通じて、議場の中で市長の思いというものを、子ども議会に対する発言をされている内容が出ておりましたけれども、やはりこういった議場で我々議員にかかわって、ここに子どもたちが座り、また議長、副議長も子どもたちにしていただき、また答える側も、限られてくると思うのですけれども、市長、教育長、また環境関係では環境部長というふうに、またこの中では子どもたちの質問等もいろいろ見ておりましたら、税金の使い方はどうなっているのだと。市の税金は幾らでどういう使い方かとか、そういうところまで質問されておまして、市長もわかりやすく、こういうものに使っておりますということで答えておられましたけれども、子どもたちもやはりそういうことにも関心を持っていくためには、育成フォーラムも非常に素晴らしい取り組みではありますけれども、将来、また二十になって、これから選挙権がどうなるかわかりませんが、政治に1票を投じて参加しなければいけないという意識を持たせていくためにも、今、非常に投票率も少ないですので、そういったことからしてもこういった小学生、中学生に議場で議会で選ばれた議員、また国では国会議員が決めたその内容によって社会が運営されているのだということも、小学校、中学校の時代からきちっと教えていく必要があるのではないかとこの

とを痛感いたします。

そういう意味では、せっかく野洲市になりまして2年になりますけれども、このような立派な議場がありますので、ぜひ子どもたちに議員になっていただいて、いろんな問題意識を持っていただいて野洲市を見ていただいて、教育委員会が中心になって、また議会事務局とも相談しながら、近い将来実現に向けてぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上の点、再度どうでしょうか。最後に質問して終わりたいと思います。

議長（田中榮太郎君） 教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） 今、梶山議員より子ども議会のその値打ち、あるいはその取り組みのよさということを説明していただきまして、なるほどなという部分が多々あります。それで、小学校におきまして政治教育といいますが、公民的なところでございますけれども、6年生の歴史が終わった後半、大体教科書でいくと下巻に入ってくると思いますが、その中で行われております。

そういう中で、いわゆる体験的な学習が一方で言われておりまして、その中で子ども議会をはじめとした教育活動がされることは、非常に重要だと思います。しかしながら、学習計画、学習活動につきまして、学校にある程度任せていくということが重要だと思いますし、その中に体験的な学習を入れるということは、特に政治の仕組み等々につきましては非常に難しい部分があると思います。その中の一環として子ども議会もその活動のものだというふうに私は今理解しておりますけれども、例えば先ほど梶山議員がおっしゃったように、子どもから質問を受けて、それで子どもたちは議員さんから直接お話を伺うことによって、身近に政治を感じられるということは非常に重要な体験をしたと思います。そういうことを含めまして、いろんな政治に対する関心を高めていくことが非常に重要だと思います。

この議会を否定するものではなくて、いろんな体験的な教育活動の一つとして今後こういうこともできる、あるいはここにおられる議員さんに直接質問をしたり、あるいは教室に入っただいて、いろんな政治の話子どもたちが質問するとか、そういう機会も持っていくようなことも、学校を通じて指導していくことも必要かなということを思っております。

ということで、ごめんなさい、失礼な言い方をしましたけれども、そういった教育活動の一環として考えていきたいなということを思っております。

以上です。

議長（田中榮太郎君） 次に、通告第5号、第12番、中島一雄君。

12番（中島一雄君） 12番、中島一雄です。私は、本市の生活保護制度の現状とその対応についてお伺いします。

高齢者をはじめとする市民の皆様方一人ひとりが生きる喜びを共感し、生き生きと輝くために共に支え合い、健康で安心な生活を送ることができる共生と安心の上に立った地域福祉のまちづくりの推進に向けて積極的に各事業に取り組んでおられる中において、一方、高齢者世帯、母子、父子家庭の増加、家族形成のさま変わり等の状況下の現実の中で、生活保護制度はこうした人々を守ることでできる社会保障の最後のとりでであります。憲法第25条は、すべての国民は健康で文化的な生活を営む権利を有すると定めております。この権利実現のためにあるのが生活保護法であります。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。

1つは、我が国の生活保護費は前年度対比6.4の上昇であります。野洲市はどうですか、お伺いしたい。

2つ目、また受給者の方が長期的である場合、一般的な生活なのかお伺いしたい。

3つ目は、生活保護の目的が単に援助だけでなく自分の力が生活ができるようになっていただくと考えるときに、行政の役割も大きな課題であるが、就労意欲、稼働能力のある人々にどのような施策を持っておられるか。

以上、お伺いいたします。

議長（田中榮太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、中島議員の生活保護制度の現状とその対応についての3点のご質問にお答えをいたします。

まず第1点目の本市の生活保護費の状況ですが、平成17年4月の受給世帯は96世帯で151人、生活保護費は1億8,295万5,000円、平成18年4月が91世帯で141人となり、保護費の平成18年度決算見込み額は2億967万3,000円で、14.6%増という状況でございます。増額の主な要因といたしましては、医療扶助費の増によるものでございます。

2点目の受給期間の長期化が一般的であるのかについてですが、平成18年4月現在の本市の受給世帯数91世帯と平成16年7月時点の国の状況を比較いたしますと、3年未満が本市では31世帯、34%で、全国は37%、3年以上5年未満が17世帯、18.

7%で、全国では15.7%です。5年以上10年未満が2.5世帯、27.5%で、全国では21.5%、10年以上が1.8世帯、19.8%で、全国が25.8%という状況でございます。本市におきましては、10年以上という長期化につきましては、全国と比較しても低い状況でございます。

次に、3点目の就労意欲のある方への支援についてですが、まず17年度の生活保護開始世帯は1.3世帯で、開始事由としましては、世帯主の傷病によるものが9世帯と最も多く、また反対に生活保護の廃止世帯が1.8世帯で、廃止の理由は稼働収入や年金収入の増によるものが6世帯、死亡が4世帯という結果になっております。このような結果から見ましても、就労意欲の喚起及び稼働能力のある人への支援は最も重要な支援であると考えております。したがって、各種の支援制度の活用や就労に結び付ける資格取得の勧奨、ハローワークへの同行指導、本人の適性に見合う就労情報の提供など、訪問機会をふやしながら就労に結び付くよう支援している状況でございます。

以上、お答えいたします。

議長（田中榮太郎君） 中島一雄君。

12番（中島一雄君） それでは、再質問をさせていただきます。簡単明瞭にお伺いしたい思いでございますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、今お聞きしました生活保護費の状況ですが、平成18年度見込み額約2億900万円、14.6%増とのことですが、主な増加の要因は医療扶助費の増とのことでありまして、生活保護の主因は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、また医療扶助、出産、生業、葬祭、介護ですか、8つの国の基準があるわけですが、12月議会の補正、民生費の中で生活保護費、説明をお聞きした中によりますと医療費とのことではありますが、1,230万7,000円ですか、含まれております。医療費の占める割合はどれぐらいかお伺いしておきたい。

また、個人のプライバシーの問題もありますので、病名にもよりますが、1人で年間最高どれぐらいの額をお支払いになられたか、参考にわかればお伺いしたい。

次に、生活保護の実施状況の中で、先ほどもちょっとお話しいただきましたけれども、ここ10年ぐらい増加傾向にあるのか、恐らく減っていくことはないと思うわけですが、お伺いしておきたい。

それと、平成18年11月現在の被保護世帯数はどれぐらいか、また単身世帯の状況は、若い世帯もあれば高齢者世帯もあるわけでございます。このことについてもお伺いしてお

きたい。それと、長期的な世帯、状況もお教え願えればと思います。

次に、最も大切なのは就労意欲、また稼働能力のある人への支援は最も重要でありまして、各種支援制度の活用や就労への資格取得の勧めやハローワークへの同行指導等に取り組んでいただいているところでありますが、就労による経済的な自立支援はどのようになっておるのか、お伺いしたい。

以上、5点についてよろしくお願いたします。

議長（田中榮太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、生活保護に関します再度のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の生活保護の扶助費の中で医療費が占める割合はどの程度なのかというご質問でございますが、平成17年度の状況からしますと、私どもの方では医療費の扶助が約50%という状況でございます。

それから、1人当たりの医療費につきましては、換算をしておりますが、最高の医療費というのは、がんの治療ということで1カ月100万から150万というふうな医療費の扶助を私どもは支給しているという状況でございます。

それから、次にここ10年ぐらいに増加傾向にあるのかという、減少傾向にもあるのかというご質問ですけれども、平成8年の状況では、47世帯で60人という状況で、人口に対して1.28という保護率でございます。それで、平成17年度を見ますと91世帯ということで、141人ということで、人口対比2.83という保護率でございますので、ここ10年間で約倍増しているというような状況でございます。

それから、今年11月末現在の保護世帯ということで、100世帯ということで、保護人数は149名という状況でございます。

それから、先ほど1点目でご質問ございました長期的な保護の状況でございますけれども、5年以上超えています生活保護の世帯というのは約43世帯ございまして、この内訳を見ますと、基礎年金を受給していない高齢者世帯が一番多くて21世帯という状況でございます。それから、障害によって就労ができていないというところで12世帯、あと病気によるものが10世帯というふうな状況で、やはり高齢者世帯、障害者世帯というのが長期化になっているというのが私どもの市の現状でございます。

それから、最後ですが、このような被保護者の状況を踏まえて、特に就労についての経済的な支援がどのようにされているかというご質問でございますが、1回目の質問にお答

えをいたしましたけれども、生活保護を解消する大きな一つの支援の目標というのは、やはり健康を取り戻して元気になって、生きがいのある仕事につくというのが保護を解消する一つの大きな私どもの支援目標としているわけでございます。

それで、ケースワーカーはやはり健康管理、あるいは就労支援というところが大きな役割になっておりまして、そういう意味で平成17年でございますが、国におきましては、被保護者の自立支援に向けた自立支援プログラムを策定いたしまして、これに基づいて支援をするという、国の方が一つの方策を示しました。

このプログラムといいますのは、被保護者が就労意欲があつて、しかし就労するためにさまざまな課題がありますので、その課題をきちっと明記して、その方に必要な支援策はどのような支援策があるのかという具体的な支援プログラムを示して、関係するところと協働で支援に向けて動き出すわけでございます。私どもの方では、17年度この支援プログラムを策定いたしまして、17年度では4名中1名が就労できました。18年度現在では、4名の対象のうち1名が就労ができたという状況であります。

以上、お答えいたします。

議長（田中榮太郎君） 中島一雄君。

12番（中島一雄君） それでは、再々質問をさせていただきます。

今、医療費の占める割合が平成17年度で50%ということで、約半分ということなのですね。莫大な医療費がかかっておるわけですね。それと、やはりがんという病気に対しては1人100万から150万ということでありまして、非常に大変な額でありまして、お互いに健康に留意せねばならないということを十分認識されるわけでございます。

いろいろとお答えいただきまして、最後に、福祉事務所では皆さんが日常抱いておられるさまざまな問題解決に取り組んでいただいているところではありますが、これの中で、ケースワーカーという方がおられると思うのですが、現在何名くらいおられるのか。また、1名で何世帯くらいに対応されておられるのか。問題は起きていないのか。

それと、各地区に民生委員の方々がおられますね。その方からの相談事との連携、そのことにおきまして、年間の相談件数、これは何件くらいあるのか。野洲市がつくっておられる立派な生活保護のしおりというのを見せてもらっておるのですけれども、結構詳しく書いておるのですけれども、民生委員との関連、どの辺、相談件数は年間どれくらいか、そのうちこれに、生活保護のしおりですか、保護を受けようとされる方にといいことで出しておられますけれども、年間の相談件数に対しまして、受け付けをされる、対応できる

比率、その辺のところをお伺いしておきたい。

以上です。よろしく。

議長（田中榮太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 中島議員の再々度のご質問でございますが、先ほどの再度の質問の回答の中で、少し私が数字をあわてまして間違っておりますので、訂正を先にさせていただきたいと思えます。

医療扶助の分を50%と申し上げましたが、41.7%ということで訂正をさせていただきます。

では、再々度のご質問ですが、ケースワーカーの人数ですが、現在2名ということで私も配置をしております。大体1名のケースワーカーが50ケースを担当しているという状況でございます。

それから、民生委員さんとの連携の相談件数でございますが、これは大変申しわけございませんが、手元に数字を持っておりませんので、また後ほど回答させていただきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

議長（田中榮太郎君） 次に、通告第6号、第4番、内田聡史君。

4番（内田聡史君） 4番、内田聡史です。私は今回の一般質問で2点のことについて質問させていただきます。

まず1点目、子どもの体力の低下問題について質問させていただきます。

急速で激しい変化が進行する現代社会の中で、児童・生徒を取り巻く環境も大きく変化し、社会環境や生活様式の変化に伴い、日常生活の遊びや身体活動の減少により、児童・生徒の体力低下が全国的に深刻な問題となっております。

子どもの体力低下は、将来的に国民全体の体力低下につながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下などを引き起こすことが懸念され、社会全体の活力が失われるという事態になりかねないのではないのでしょうか。

文科省が国民の体力、運動能力の現状を明らかにすると共に、体育、スポーツの指導と行政上の基礎資料を得る目的で、昭和39年から行っている体力・運動能力調査によりますと、昭和60年ごろから全年代において走力、投力、握力などが低下しており、現在の子どもの結果をその親の世代である30年前と比較すると、ほとんどの項目で子どもの世代が親の世代を下回っています。一方、身長、体重など、体格についても同様に比較する

と、逆に親の世代を上回っているという結果になっております。体格が向上しているにも関わらず、体力、運動能力が低下しているということは、身体能力の低下が深刻な状況であるということを示しているのではないのでしょうか。

平成14年9月に出された中教審からの答申、子どもの体力向上のための総合的な方策においても、社会環境や生活様式の変化などにより、運動の機会の減少や生活習慣の乱れにより、子どもの体力、運動能力は長期的に低下傾向にあるという内容でした。新学習指導要領では、生きる力を育成するために、教育活動全体を通じて確かな学力、豊かな人間性、健康と体力の3つの要素を基本方針として位置付けており、21世紀を担う子どもたちにとって、健康と体力が生きる力の基盤であり、体力は人間が活動する源であり、意欲に満ちあふれ、明るく活力ある子どもを育てるためには、体力向上は欠かせないと考えます。

本年10月に滋賀県教育委員会スポーツ振興課が公表した滋賀県の児童・生徒の平成17年体力・運動能力調査、新体力テストのデータと国がまとめたデータを比べてみますと、小学生男子においては、各学年で全国平均を上回っておりますが、女子においては1年生以外で全国平均を下回っております。同様に中学生のデータを比べたところ、男子の場合、1年生ではすべての種目で全国平均を上回っておりますが、2年生、3年生になると、半分以上の種目で全国平均を下回っており、女子の場合も1年生ではほとんどの種目で全国平均を上回っておりますが、2年生では半分ほどが全国平均以下、3年生になると9種目中8種目が全国平均以下となっております。特に目立つのが、中学生男女共に2・3年生の値が低いということです。

21世紀を担っていく現代の子どもたちの体力がこのまま低下し続けることは、将来の社会全体の活力が失われていくことになるのではと考えます。本市児童・生徒の近年における体力、運動能力の現状と今後の取り組みについて、本市の見解をお伺いいたします。

2点目に、スポーツ振興についてお伺いいたします。

スポーツは、競技や戦いにおいて勝利を得ることや記録を達成することを目的として行われてきました。しかし、さまざまな社会環境が変化する中で、現在のスポーツには教育機能、レクリエーション機能、また健康、体力増進機能など、多様な機能が求められています。

まず、競技としてのスポーツにおいては、勝利や記録達成を目的として行われ、競技者は勝利を得たり、記録を達成、更新することで自分の優位性を示そうとします。さらに、

勝利や記録更新を追い求めることで、肉体的、精神的にも人間としての極限まで自分自身を追い込む過程で、人間としての成長が生まれます。一方、それを見る人々は、肉体的も精神的にも限界に挑む競技者の姿に感動し、夢や勇気を与えられます。さらに共通ルールでフェアプレー精神の理念を持って全力を尽くして得られた勝利や記録は、競技者だけでなくそれを支えた仲間や関係者、また地域の誇りでもあります。地元が輩出した選手がオリンピック出場や全国大会で優勝したり、記録を樹立するということは郷土の誇りであり、私たちは同じ地元民として改めて自覚と誇りを認識することができます。

2つ目に、教育機能を有するスポーツは、学校や地域社会で行われているスポーツであり、スポーツ活動で得られる教育効果は、ルールを通しフェアプレーに徹する正義感や公正感、倫理観を養うこと、指導者や仲間、そして対戦相手に人間としての思いやりの気持ちを醸成することや、交流を通じてコミュニケーション能力を培うこと、ライバルに勝つために日々の努力を通じて、克己心や忍耐力を学ぶことなど、さまざまな要素があります。

3つ目は、レクリエーションとしてのスポーツです。生活の中で機械化や自動化が進む現代社会の中で、余暇の時間は増加しており、その余暇を利用して行うレクリエーション機能を有するスポーツの効果は、未経験のスポーツに挑戦することの探究心やできたときの達成感、自らの記録に挑戦して達成できたことへの満足感、親しい仲間と日常生活と異なる場に身を置き、自然の中で体を動かし、汗をかいて得られる爽快感や親和感など、非常に有益であると考えます。

最後は、健康や体力増進のためのスポーツです。人間は本来運動に対する身体的、精神的な欲求を持っており、生まれたばかりの新生児が手足を動かすのも運動であり、運動欲求からの行動であると言われています。

少子高齢化社会の到来、学校の週5日制などで生活形態や社会環境の変化により、人々の健康への関心や意識が高まりつつあります。自分に合った適度なスポーツ活動を継続し、健康で年齢より若い体力を維持することが、予防医学や介護予防の観点からも重要であると考えます。

スポーツ振興を推し進めることにより、さまざまな分野で波及効果が生まれると考えますが、本市におけるスポーツ振興の現状と今後の競技スポーツ、生涯スポーツの普及、振興をどのように進められるか、見解をお伺いいたします。

以上です。

議長（田中榮太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 内田議員の児童・生徒の体力の低下についてのご質問にお答えをいたします。

昨今の社会の急激な変化は、教育の分野にも大きな影響を与えておりまして、21世紀の社会を担う子どもたちには、こうした変化にも十分対応できる力を養って、人権感覚や他人を思いやる豊かな人間性をはぐくむことが求められています。

一方、子どもの体力の低下ですが、生活全般において活力を減退させ、生活習慣病を誘発し、さらには学習意欲を低減させ、これまでに報告されているレポートからも、体力水準と学力水準とは比例関係にあることが示されています。

滋賀県では、昭和39年から児童・生徒の体力運動能力調査が実施されてきました。平成16年度の調査結果から、県全体の児童・生徒の体力、運動能力の平均値は、全国平均よりすぐれていると言えます。平成17年度野洲市全体の児童・生徒の体力・運動能力調査結果の平均値を見ますと、中学校におきましては、全種目に対しまして、63.0%が全国平均、また県平均を上回っています。半面、全国平均、県平均を下回っている割合は13%でございます。また、小学校におきましては、1年生から4年生においては、市単位での調査結果の数値が示されておりませんので、5年生、6年生の結果をもとにお答えをいたします。

平成17年度の調査結果では、全種目に対しまして、37.5%が全国平均、県平均を上回っています。半面、全国平均、県平均を下回っている割合は、56.3%です。

このように、野洲市の児童・生徒の体力、運動能力の結果から考えますと、議員からご指摘いただいたように、特に小学校時期における体力向上の取り組みが必要だと言えます。平成17年度、18年度におきましては、中主中学校で体力向上実践推進校として県の指定を受け、体づくりを中心に生徒の体力向上に向けた取り組みを進めているところであります。

今後、さらに小学校児童の体力、運動能力の向上に向け、県教育委員会からも示されています体力向上のための6つの方策に加えて、「体力向上 Try95」の設定を各学校へ進めていきたいと考えます。この「体力向上 Try95」とは、びわこ国体が開催された昭和56年度の運動能力の指標を100という基準値にしまして、それに対する到達目標を95%にしようと、こういうような計画でございます。

次に、内田議員のスポーツ振興に関する質問にお答えをいたします。

市内のスポーツ関係団体は、野洲市体育協会の加盟団体を核とし、野洲市スポーツ少年

団、7学区体育振興会、野洲市文化スポーツ振興事業団、NPO法人YASUほほえみクラブ、さざなみスポーツクラブなど、各種の団体があります。そして、市民の皆さんへの参加を呼びかけながら、市内の施設を利用し、自分に合った体力づくりと健康保持に取り組まれております。

しかし、市民意識調査によりますと、成人の週1回以上のスポーツ実施率が34.7%、これは県の39.8%、国の38.5%と比べまして下回っています。そういう状況があります。本市でも、国や県が示している基本計画を目標に、競技ごとに競技者の育成強化を図り、すぐれた素質を有する人材の育成や、幼児期から誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽に楽しくスポーツができる生涯スポーツ社会の実現に向け努力していきます。

そして、現在野洲市スポーツ振興計画を策定中であります。この計画では、1つ、スポーツを通して豊かな人間関係をつくること、2つ、生涯スポーツの普及と振興、3つ、競技力の向上、この3つを柱とした施策の展開を考えております。

本市では、この計画をもとにスポーツ振興を推進してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 内田聡史君。

4番（内田聡史君） それでは、再質問させていただきます。

現在、この子どもたちの体力が低下してきているという原因には、保護者をはじめとする国民意識の中で、外遊びやスポーツの重要性を、学力の状況と比べ軽視する傾向が進んだことや、生活の利便化や生活様式の変化、朝ご飯を抜く、睡眠を十分とらない、テレビゲーム等に接する時間が長いなどが挙げられますが、本市の子どもたちの生活習慣などに関するアンケートをとられたことがありますでしょうか。ありましたら、本市の現状をお聞かせ下さい。

また、先ほどお答えいただきましたスポーツテストの結果であります。中学生においては体力向上実践推進校に指定されているということで、その指定を受けているということで、やはり県平均、全国平均より上ということで、それはそれで結構だとは思いますが、さらに今後もこの状況を維持向上させていっていただけるよう、よろしく願いいたします。

そして、結果なのですが、この結果をまとめておられる滋賀大学の先生とお話をさせて

いただきましたところ、このスポーツテストの結果だけで一概に子どもたちの体力が低下しているとは言えないということをおっしゃっておられました。というのは、その日たまたま調子が悪い子がたくさんいたり、朝ご飯を食べてきていないとか、遠足と一緒に気持ちが高ぶって睡眠時間が十分とれていないということも考えられると。あくまで平均であるので、一概に子どもたちの体力が低下しているとは言えない。また、向上しているとも言えないとおっしゃっておられました。

しかし、この結果を受けて、子どもたち自身が自分の体力が全国平均や県平均と比べてどの位置であるのか、上位であれば達成感、中位であれば上位に入ろうという向上心、下位であれば少しでも上を目指そうとする挑戦する気持ちや意欲を起こさせるのではないのでしょうか。体力テストを行い、身体能力を測定して、それだけで終わらせるのではなく、自分の体力、運動能力を見詰め直し、子どもたち自身だけでなく、保護者にも現状を理解してもらうことが必要だと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、スポーツ振興のことで再質問させていただきます。

ただいま、おっしゃられましたように、現在本市においてもスポーツ振興計画が策定中のことでありまして、これは18年度中に策定ができるものでありましょいか。お伺いいたします。

また、先ほどお答えがありましたように、成人の週1回以上のスポーツの実施率が、国が35.9ですか、そして県が39.8、そして本市が34.7と、国、県を下回る結果が表れております。国の方としても、できる限り早期に成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%になることを目指しておりますので、どうか本市でも早期に50%まではいかなくても、最低でも県以上になるように努力していただきたいと思っております。

そして、競技スポーツの推進についてですが、今年も野洲高校サッカー部が全国大会に出場が決まり、再び私たち市民や子どもたちに夢と希望、さらに目標を与えてくれることと期待しております。しかし、その底辺となるスポーツ少年団、各種競技スポーツ団員の会員数が少子高齢化の影響、また学力優先の国民意識の中で減っています。多くの団体において、会員数の激減が問題となってきており、団の運営、存続に大きな影響を与えております。

現在、市からはスポーツ少年団や体育協会に補助金を出し、またその登録団体においては施設の使用料減免措置を行っておりますが、果たしてこれだけの支援で十分なものでしょうか。このままでいくと、近い将来、競技スポーツ人口の激減が懸念されると思われま

す。今後、スポーツ少年団や体育協会、また中学校における部活動と具体的にどのように協力、支援されていくのか、お尋ねいたします。

議長（田中榮太郎君） 暫時休憩します。

（午後２時１９分 休憩）

（午後２時４０分 再開）

議長（田中榮太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） 内田議員の再質問にお答えさせていただきます。

本市におきまして、子どもたちの生活習慣全般に関わってのアンケートは行っておりませんが、必要に応じて、あるいは各小中学校の実情に応じましてとっていく、あるいはそのとった結果を指導に生かしていくように図っていきたいと思っております。

また、次にスポーツテストの結果でございますけれども、議員がおっしゃっておられますように、自分の位置を知るということは本当に大事なことだと思いますし、そのことが体力向上への意欲につながっていくということも非常に大事なことだと思います。今、話題にいただきました体力テストの結果につきましては、滋賀県の教育委員会が出しております統一様式がございます。それは、小学校１年生から高校までずっと表がありまして、ただ小学校１年生、２年生、３年生につきましては、指定されたところがやっているということで、ほとんどが空白になっておりますけれども、そこに各種目のデータを入れていまして、そして特に総合得点につきましては、ＡからＥのランクがあります。その表をもとにして、例えばあなたはＡですよとかＢですよということで、保護者に示し、保護者の印鑑をもらってまた学校で預かっている状況でございます。ただ、これが現実的には多分保護者に見せてそれで終わりということになっている現状ではないかと思っておりますので、このことが、おっしゃっておられますように意欲につながる資料として活用されていきますよう、今後とも指導を図っていきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（田中榮太郎君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） 内田議員のスポーツ振興に関します再度のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、野洲市スポーツ振興計画の進捗状況についてでございますが、去る１１月２８日に野洲市スポーツ振興計画策定会議から最終計画案を教育長あてに提出いただきましたの

で、今年度中に策定を完了したいと、このように考えております。

次に、成人の週1回以上のスポーツの実施率についてですが、第1次野洲市総合計画の策定に伴います市民意識調査の中でアンケートしておりますが、その結果では34.7%でありました。

また、次に競技スポーツの推進のためにスポーツ少年団や体育協会、あるいは小中学校におけます部活動等々、具体的にどのような協力、支援をしていくのか、こういったご質問でございます。競技スポーツをはじめとしますスポーツ振興を図るためには、各スポーツ団体が連携、調整しやすい環境づくりに努めるというのがまず必要でございますし、そうした中でまず子どもたちの体力の向上方策に視点を置くということも大事なことでと考えております。

そうした上で、例えばですが、中主中学校では卓球部やバレーボール部におきまして、また野洲北中学校ではラグビー部やソフトテニス部におきまして、総合型地域スポーツクラブや体育協会加盟の種目団体から外部コーチを派遣していただきまして、競技指導にあたっていただいているという事例もございますので、ご紹介をさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 内田聡史君。

4番（内田聡史君） それでは、最後の質問をさせていただきます。

午前中の奥村議員からの質問に答弁されましたように、子どもたちの体力の原因の中に朝ご飯を抜いているなど生活習慣の変化などが影響されると私自身は考えておるのですが、5年生の「朝食を食べない」「時々食べる」の率を比べてみますと、食べていても食べなくても余り変わらない。これは朝ご飯だけに言えることではなくて、もっと他に原因があるように感じます。地域によって、東京と比べますと、東京でしたら電車に乗ってバスに乗って学校に通う。また、このあたりですと、遠い子はバス、近い子は1キロ、2キロでしたら歩くというようなことで、大分地域によって体力が落ちている原因がさまざまなものがあると思います。

そして、やはり今答弁にもありましたように、生活習慣全体のアンケートをとっていないとおっしゃられましたが、やはり本市の子どもたちの生活習慣、環境を的確に把握するためにも、アンケートの趣旨、そして結果を保護者にも知らせ、親子での体力づくりができるように支援していくべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。また、体力が落ちているからさあ、走れ、縄跳びしろとか、押し付けで子どもたちに体力増強を促すのは、

子どもたちにとっても迷惑なものに他ならないと思います。子どもたちが日常的に体を動かすことが楽しいと感じたり、好きになったりという動機付けが必要だと思います。

中教審からは平成14年に「子どもの体力向上のための総合的な方策について」という答申が出され、その中で体力向上に向けたキャンペーンの展開の必要性を訴えておりますが、本市における実績や計画があればお伺いいたします。

また、動機付けとして、外遊びやスポーツをするたびに、ラジオ体操に出席すると押しもらえるような外遊びスタンプカードというようなもの、さらに体力、運動能力、健康に関する全国的な傾向を示すデータや、体力向上のためのプログラム、食生活なども含めた生活習慣の改善方法を掲載するだけでなく、個人の健康、体力の向上目標なども記入することができ、活用することによって保護者、教員、スポーツ指導者など、子どもの体力向上のための情報が共有できるスポーツ健康手帳の作成も重要であると指摘されておりますが、本市における導入や作成は検討されているのか、お伺いいたします。

次に、スポーツ振興の最後の質問ですが、先ほどから申しております子どもたちの体力向上の動機付けと同じようなもので、まずは市民へのスポーツ活動参加のきっかけづくりが必要だと考えます。その一例と挙げさせていただきますが、民間団体が行っておりますチャレンジデーというものをご存知でしょうか。

これは、毎年5月の最終水曜日に世界中で実施されている住民参加型のスポーツイベントで、人口規模がほぼ同じ自治体同士が、15分以上継続して何らかの運動やスポーツをした住民の参加率を競うもので、近年は県内からも竜王町、近江八幡市、高島市などが参加しております。対戦相手に破れた場合は、相手の自治体の旗を庁舎のメインホールに1週間掲揚し、相手の健闘をたたえなければならないというユニークなルールが特徴のもので、参加者からの声も、日ごろの運動不足が実感できた、スポーツを続けるきっかけになったとの意見が出ています。また、行政からしてみても、住民の健康への意識が高められ、継続することで医療費の削減が図れたり、自治体間交流を図るきっかけとなることと考えます。

本市独自の企画、計画が難しいのであれば、このようなイベントに参加し、スポーツを通じて体を動かすことの楽しさ、スポーツするきっかけづくりを手助けすべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

議長（田中榮太郎君） 教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） 先ほど申しましたように、子どもたちの生活全般につきま

してのアンケートは行っておりませんが、先ほど申しましたように、学校の実情、あるいは必要に応じましてとっていきながら、その中で課題は何か、そしてそれをもとにどのような教育等々をやっていけばいいのかについては、各学校を通じまして指導していきたいと考えております。そして、それは非常に大事なことだと私も認識させていただきました。

2つ目でございますけれども、キャンペーン等につきましては、現在のところ計画はございません。それから、スポーツ手帳等のお話もありましたが、現在においては計画あるいは導入等の予定はございません。ただ、私もお話を聞かせていただいていたのですが、学校におきましては、例えば今12月の初めだと、どこともマラソン等を行っていると思いますし、それが例えば中休みであるとか、そういうチャンスを生かしながら子どもたちにマラソン、あるいはもうすぐ3学期になると縄跳び等々の運動が入ってくると思います。それが、その期間だけのものになっているようなきらいもございますので、それができる限り日常的なものになるように、今後とも指導を図りながら、子どもたちがおっしゃられましたようにスポーツに楽しみ、意欲を覚えていくような取り組みをしていくように指導していきたいと考えております。

お答えにつきましては以上でございます。

議長（田中榮太郎君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） 内田議員の再々度のご質問にお答えを申し上げます。

ただいまご意見賜りました民間団体が行っているチャレンジデーへの参加というようなご意見でございますが、大変ユニークで効果、あるいは成果も期待できるのではないかとはい思いますが、現在のところ本市といたしましては考えておりません。しかし、議員のご意見のとおり、市民の多くがスポーツを続けることで健康な市民がふえて、医療費の節減が図られ、体を動かしより一層スポーツを楽しむことができる、大変意義の深いことだと考えております。

このように、スポーツに親しむ健康市民をふやして、成人の週1回以上のスポーツ実施率50%を実現するために、いつでも、どこでも、いつまでもというようなキャッチフレーズで設立されたのが国の制度として総合型地域スポーツクラブでもあると思っております。本市にはYASUほほえみクラブとさざなみスポーツクラブがございまして、ジュニア部門、そして楽しみのコミュニティー部門、そして競技を目指すアスリート部門というのがありますが、市民を巻き込んだ積極的な活動をされておりまして、当面これらの団体を支援させていただくことによりまして、スポーツを通じて体を動かすことの楽し

さ、スポーツをするきっかけづくりに広げていきたいと、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 次に、通告第7号、第2番、矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） 2番、矢野隆行でございます。私は、平成18年度第8回定例議会におきまして、次の3問を質問させていただきます。

はじめに、「公園に健康遊具の導入を」という形で質問させていただきます。

これまで、公園の遊具といえばブランコや滑り台など子ども向け中心でしたが、最近は介護予防に役立つ高齢者向けの健康遊具を設置する公園が徐々にふえ始めております。

国土交通省は、1998年から3年おきに、都市公園遊興施設に関する調査を実施しております。この調査によりますと、2004年度は3年前の2001年度に比べ、ゆりかご型ブランコが72%減、つり輪で42%減、回転塔におきましては17%減になっております。一方、健康遊具は33%増と、公園遊具の中ではトップの伸びを示しております。また、公園遊具の業界大手企業に関しても、高齢者向け健康遊具について介護予防や高齢者向けの筋力トレーニングが普及し始めた2004年夏ごろから注文がふえ始め、2005年に入りますと、7から8倍にも増加した、今後もふえていくだろうと指摘しております。

さて、実際に健康遊具を設置している東京都千代田区 2004年度から東京都の介護予防推進モデル地区に指定 を見てみますと、1、背伸ばしベンチ、2、上下ステップ、3、ステップストレッチ、4、上半身ツイスト、5、助木、6、上半身アーチ、7、階段アンドスロープ、8、健康ウォーキングといった、8種8基の健康遊具が西神田公園にあります。例えば、背伸ばしベンチにおきましては、両手を掲げて円形の背もたれに寄りかかると自然に背筋が伸びて全身の筋肉をリラックスさせ、体が固くなることで起こる腰痛や肩凝りを軽減させる運動効果があります。また、上下ステップは手すりにつかまって高さの違う踏み段を順番に渡り歩くことで、足の筋力、バランス感覚を向上させる運動効果が転倒防止につながります。

これらの遊具の側面には、適切な使用方法を図解入りで説明した看板が設置されており、初心者でも気楽に使えるように配置されております。千代田区のアンケート調査結果では、利用者の90%から「また利用したい」、95%以上が「自分一人でも利用できる」という大変好評な回答を得ております。そこで、1年後に東郷元帥記念公園におきましても、9種10基の健康遊具を設置しました。どちらの公園でも高齢者に限らず、若者が利用し

たり、子どもたちも工夫して遊び道具に利用、活用している姿が見受けられるとのことです。区の担当者も、健康遊具が公園にあることで、高齢者が公園や外に出かけるという気持ちを持ってもらうだけでも非常にいいことだと強調しているそうでございます。

また、愛知県の東浦町では、今年3月町中心部の公園に15種類の健康遊具を設置しました。ここでは、準備運動、バランス感覚運動、体力回復、頭脳運動の4つのゾーンを順番に回り、足の裏を刺激したり、肩関節を柔軟にする運動などを行うことで、高齢者の自宅での閉じこもり防止や介護予防を目指しているそうであります。

2006年度版高齢者白書によりますと、2005年10月1日現在、65歳以上の高齢者人口は2,560万人と、過去最高を更新、総人口に占める割合も20.04%、20%を超えてきました。本格的な少子高齢化社会の到来によって、まちの公園も徐々に様相を変え始めております。乳幼児のお母さんたちにとっては登竜門であった公園デビューは、今や高齢者にあっても当てはまるものと変わりつつあります。子どもたちも安全で安心して遊べると同時に、高齢者も元気はつらつと集える公園へと転換が求められているのではないのでしょうか。

そこで伺いますが、

1、本市におきましては高齢者向け筋力トレーニングが平成17年度から実施されておりますが、そのトレーニングを受け終えた方が、その後どのように筋力トレーニングを続けておられるのか、掌握されているのか見解を伺います。

2、市内の公園に、健康遊具の導入について必要かどうか、見解を伺います。

続きまして、市内の学校内いじめ問題について質問させていただきます。

学校内のいじめ問題で、福岡の男子生徒と北海道の女子児童が自殺をするという深刻な問題が相次いで明らかになり、他の府県でも自殺者が急増しております。いじめ対策の必要性が改めて叫ばれております。

公明党の太田代表は記者会見で、いじめで将来ある命が奪われる、こうした悲惨さはなくさなければならないとし、政治としても早急に対応措置をとるべきだと強調、現場で雑務などに追われている教師が100%生徒に向き合っていけるような体制を組んでいくことが大事だとの考えを示しました。いじめはいかなる理由があろうと絶対に許してはならない、あらゆる手段を尽くして根絶させるべきである、公明党は各自で申し入れを行うなど、いじめ防止への行動を開始しております。太田代表が言うように、今後徹底して現場を調査する中で、実効性のあるプランを提出していきたいと提言しております。

今回、明らかになった福岡県のいじめは、本来いじめの解決にあたるべき教師の言動が発端になったという。一方、北海道滝川市のいじめについては、市教委、学校はいじめはないと固執してきたが、遺書内容が報道され、自殺から1年以上経ってようやくいじめを認めました。この2件の自殺は、児童・生徒を取り巻く、教師をはじめ学校や教育委員会に問題が潜んでいることを示唆しております。

そこには、いじめと聞いても何となく、またかという感覚の麻痺があったのではないか。いじめは昔もあった、大したことはないとか、こんな時代だから少しぐらいはとか、いじめられる側にも問題があるなどといった誤った考えはなかったか。いじめは人道上的犯罪、断じて許さないという強い意思を学校をはじめ社会全体に行き渡らせることこそ、いじめ根絶の大前提であり、今回の事件を契機に、まず子どもを守るべき大人がいじめを心底憎むべき共通認識に立つべきであると思います。

その上で、現実には起きているであろういじめをなくすための対策を急がなければならない。子どもたちが自ら命を絶つような悲劇を繰り返してはならない。特に問題なのは、いじめをしている側に、親を含め罪の意識が薄いことである。学校側はどんな理由があろうと、人を苦しめるいじめは悪という姿勢を貫き、いじめを発見したらすぐにやめさせるという行動を起こすべきである。

また、いじめをなくすかぎを握っているのは、周りで見ている人たちである。児童・生徒たちは自分には関係ない、見て見ぬ振りや共犯者という考え、いじめに対してやめろという尊さをぜひ教えていただきたい。

今、子どもからの悩み相談を受けるNPO法人や弁護士会などには、深刻ないじめの被害を訴える声が多数寄せられております。背景には、担任や親など周囲の人たちにわかってもらえない現実があるという。子どもたちにとって悩みを相談できる人が一人でもいれば大きな救いである。その人が身近にいる社会をつくっていくことが重要である。いじめ問題の解決は子ども優先の社会構造改革ができるかどうかにかかっていると思います。

私も本市小学校のご父兄の友人から相談を受けております。その子どもは多人数からいじめの対象にされているようであります。学校側の対応は、夜9時ごろからその自宅で話し合いを持たれるそうでございます。また、いじめている子どもたちからの陳謝の手紙が来たそうでございますが、その子どもは読むことなく、学校にその子どもたちがいる限り学校に行くのが怖くて行けないとのこと。ここまで追いやってしまったのは誰の責任でしょうか。また、そのいじめている子どもの一人は小学校2年生のときも他の子どもを

いじめていたそうであります。

そこで、次の点を伺います。

- 1、本市においていじめはあると思いますが、対処方法を伺います。
- 2、児童・生徒のいじめに対してどのように教育されているのか、見解を伺います。

次に、災害ボランティアと自主防災組織の連携に関する施策で質問させていただきます。

近年、日本各地で自然災害による災害が頻発しておりますが、被災地における多様なニーズに対応した、柔軟できめ細かな防災対策を図っていく上で、災害ボランティア活動は重要な役割を占めております。

しかしながら、全国から被災地に終結する災害ボランティアは、その地事情に疎いことや、被災者が見ず知らずの災害ボランティアの支援を遠慮するなどの理由から、十分な災害対策が施されないケースが見受けられます。

将来、本市におきましても被災地となった場合を想定し、各自治体が災害ボランティアを混乱なく受け入れる仕組みをいかに構築していくか、平時の取り組みが重要であります。今年5月、総務省、消防庁は、災害ボランティアの活動をより円滑にするために、近年の災害において災害ボランティアと自主防災組織等の連携が図られた事例を対象に調査を行い、参考となる7事例、10地区を事例集として公表しました。この事例集を参考に、各自治体の地域防災力の向上が今後求められております。

総務省報道の事例集の目的は、今後地域において連携を図るための参考となるよう取りまとめられたものであり、自主防災組織の勉強会などで活用できる題材を提供されたもので、自主防災活動の活性化及び地域防災力の向上のためであります。受け入れ時の課題としては、被災地の多くは初めての災害経験であることから、災害ボランティアの受け入れは混乱することがある、過去の災害においても、被災地を見ず知らずの災害ボランティアの支援ということで遠慮したり、被災者のニーズの把握がスムーズにいかない等のために、災害ボランティアの活動が円滑に行われなかったこともあります。

こうしたことは、災害からの復旧、復興が遅れるといったことや、何よりも災害ボランティアの活動に対する誤解が生じ、今後災害が発生したときの災害ボランティアの受け入れに支障を来すことになりかねない。課題を解決するためにも、被災地は気持ちよく災害ボランティアを受け入れるためには、どのように相互の意思疎通が図れるかがポイントになってきます。

そのためには、全国から集まる被災地に対する知識や理解が十分でない災害ボランティ

アと、被災地の自主防災組織と自治会がうまく連携することが有効であります。そうしたことから、平時から災害時のボランティアの受け入れについて、自主防災組織で勉強会などを開き、地域防災力を向上することが大事であります。

そこで、本市におきまして質問させていただきます。

1、災害ボランティアの受け入れをどのように受けとめられておられるのか、見解を伺います。

2、自主防災組織との連携、またネットワークはどのように取り組んでおられるのか、見解を伺います。

以上でございます。

議長（田中榮太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、矢野議員の第1点目の「公園の健康遊具の導入を」についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の高齢者筋力向上トレーニング教室の終了後、どのように筋力トレーニングを続けておられるか、把握されているかとのことですが、この教室は平成17年度から開始しまして、前期と後期に向けて年2回実施しております。今年度も2回の教室を終えたところであります。

この教室の修了生は62名おられまして、各教室の終了後、筋力の維持、増進を図ることを目的に、自主グループを立ち上げ、野洲健康福祉センターで週2回筋力トレーニング活動を継続されております。現在、3つのグループができておりまして、この3つのグループの中に修了生の56名が参加をされています。また、自主グループに参加されていない6名の方につきましては、総合体育館での自主トレや他の教室への参加が4名、地域でのウォーキング実施が2名という状況でございます。

次に、第2点目の市内の公園に健康遊具の導入の必要性についての見解ですが、議員のご質問にございましたように、健康遊具を設置されている千代田区等の事例でご紹介をいただきましたが、特に中高年の方が身近なところでの健康づくりの一方法として期待できるものと考えております。

本市には、都市公園、児童遊園、農村公園の3種類の公園がありますが、それぞれの目的により整備をしております。しかし、現在これらの公園の大半は余り広くないといったような状況がありますのと、健康遊具の設置につきましては、安全性や管理体制について十分な調査研究が必要であるというふうに思っております。

したがいまして、先進地の設置状況等を参考に、今後主に新設の公園を整備する場合の選択肢の一つとして考えてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

議長（田中榮太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 矢野議員の市内の学校内いじめ問題についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、本市の小中学校におきましても、いじめの事実がございます。そのような状況を踏まえ、学校現場でのいじめが発生した場合の対処についてお答えをいたします。

まず、事実を正確に把握の上、いち早く被害に遭っている児童・生徒をその理不尽な状況から救い出すことを第一に行います。そして、被害児童・生徒の思いをしっかりと受けとめ、本人に寄り添う姿勢で心のケアを行います。次に、加害の児童・生徒の心を耕した上で、しっかり自分自身と向き合わせ、過ちに対する指導を行い、自己反省と自己改革に結び付けると共に、気付かなかつたり、傍観していた集団に対する指導と育成を行います。

これらの取り組みを担任一人で行うのではなく、学校の組織として家庭や関係機関と連携しながら進めることが基本であると考えております。また、被害を受けた児童・生徒の心の傷が大きければ大きいほど、またいじめられるのではないかと、自分が押しつぶされて耐えられなくなるのではないかと不安がぬぐえないのは当然です。

そこで、本当の解決に向け、学校が中心となって被害児童・生徒、加害児童・生徒、集団の中の児童・生徒、保護者、教師が協働して歩みを進め、解決に向け努力します。また、学校教育課の担当者も学校に赴きます。

いじめの事象は表面的あるいは一時的には解決できても、解消のためには本人や集団の指導や育成、学校や家庭や地域との連携、いじめの問題に付随するさまざまな問題の解決など、多くのハードルがありますが、懸命な努力をしています。

次に、児童・生徒に対して、いじめについての教育をどのようにしているかという点についてお答えします。

第1に、いじめは絶対に許されないという意識をすべての児童・生徒に徹底して植え付け、傍観者を決して許さないという毅然とした教育を行います。

第2に、表面に出にくいいじめの問題を明らかにするために、いじめられている児童・生徒、また事実を告げることでいじめられると心配する児童・生徒を学校が守り抜くとい

う教育をします。

第3に、すべての教育活動、とりわけ道徳教育、心の教育を通して、命の大切さ、命は決して落としてはならないものという命の教育と、野洲市として大切にしている人権を尊重する教育を行います。

最後に、児童・生徒たちが自らいじめについて考え、自らの手でいじめをはじめとする諸問題を解決していく自治能力をしっかりと育てる教育を推進いたします。

以上、お答えといたします。

議長（田中榮太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 矢野議員の災害ボランティアと自主防災組織についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の災害ボランティアの受け入れについてでございますが、災害時には行政機関や関係機関による活動だけでなく、地域や地域外からのボランティアによる各種の活動が大変重要であると認識をいたしております。特に、被災者の避難生活の支援には、行政機関等の職員だけでは十分な支援が行き届かないことから、災害ボランティアによる支援活動は必要不可欠であると考えております。

しかしながら、議員ご指摘のように、特に地域外から支援いただくボランティアの方々は、野洲市の事情をよくご存知でない場合が多いと思われれます。消防庁の事例集でも、災害ボランティアとのミーティングを、どの被災地においても綿密に行っておられたようでございます。

本市においても、万一の災害時に備え、ボランティアのマンパワーを十分に機能いただけるように、受け入れ態勢の整備について関係機関等と協議、検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の自主防災組織との連携、ネットワークについてでございますが、自主防災組織や自治会等には情報の伝達、収集、救援活動、避難誘導等、災害発生時の初動体制の重要な役割を担っていただいております。また、今後取り組んでいかなければならない災害時要援護者の支援についても連携を図っていかなければならないと考えております。

現在、本市では自主防災組織は30組織でございますが、今年度内に立ち上がる予定の自治会も幾つかございます。まだまだ組織化に向けて取り組んでいかなければならない状況でございます。こうした組織化の取り組みの中においても、災害ボランティアの受け入れについて、ニーズ等の検討をしてまいりたいと考えております。

また、自主防災組織等のリーダー研修会等においても、災害ボランティアの活用について研修する機会を設けるなど、自主防災組織との連携の土台を築いてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） 再質問させていただきます。

まず、健康遊具の導入につきましてですけれども、本市におきましても、老人保健事業予算が、前年度に比べて平成18年度は約1億6,000万も増額になっております。今後、年々増額していくのは避けられないとしても、少しでも抑制はできるのではないかと思います。方法はいろいろあると思いますが、その一つが、健康遊具の導入が高齢者の健康維持に貢献してくれると思いますが、この点についてもう一度見解を伺います。

ここに、これは竹澤部長には後で届けますけれども、健康遊具の例がありますので、また参考にしていただきたいと思います。

市内学校内いじめについて再質問させていただきます。

去る11月29日午前、首相官邸におきまして、安倍首相直属の教育再生会議で、いじめ問題の緊急提言をまとめられ、その提言は8項目で、いじめた児童・生徒に出席停止など厳しい措置をとることも念頭に、問題行動に対する指導、懲戒基準を明確にして、毅然と対応するように求めた他、いじめに関わったり、放置、助長したりした教員を懲戒処分の対象とすることなどが柱で、またいじめを傍観した児童・生徒の指導強化も盛り込むなど、踏み込んだ内容になっております。

そこで質問ですが、緊急提言を受けて、児童・生徒への指導はどのようにとらえておられるのか、見解を伺います。さらに、岐阜県大垣市におきましては「いじめに負けないで」のメッセージカードを作成し、配付、一人で悩まず相談を、必ずあなたを守りますといった内容で、いじめによる自殺などを未然に防ごうと2万枚作成し、市内の小学校9,604名、中学校4,514名に配付、保護者へのいじめ防止について依頼文も同時に配付したそうでございます。

これだけでは十分防げるとは思いませんが、まず行動を起こされたということはすばらしいことだと思います。本市におきましても、問題が大きく報道されて以降、何か特に行動を起こされたかどうか、見解を伺います。

また、本市においていじめられた子ども、そしていじめた子どもに対してのカウンセリ

ングは付けておられるのか、また付けておられなかったらなぜ付けておられないのか、見解を伺います。

次に、災害ボランティアと自主防災ですけれども、事例集では、新潟県長岡市の平成16年度の新潟中越地震のボランティアの関係、福井市の福井豪雨のボランティアの関係、広島県の呉市の防災関係、また山口県岩国市の台風14号による災害のボランティアの経験、愛媛県西条市におきましても台風16号のボランティアの関係、また宮崎市におきましても台風の関係が2件出ております。

このような災害では、さまざまな対応が求められております。複雑かつ大変な作業になりますが、災害は待ってくれません。一日も早い時期に取り組んでもらいたいと思いますが、見解を伺います。

以上でございます。

議長（田中榮太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、矢野議員の再度のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、大変参考になるご提案をいただきましたことを感謝申し上げたいと思えます。ご指摘のように、今年度から老人保健法あるいは介護保険法の改正がございまして、高齢者の介護予防事業を全国的にいろいろな事例を通して進めているというのが現状でございます。私どもの方も、特に一般高齢者の介護予防事業ということではいろいろ方策を考えておりますが、本当に一般の高齢者の方が、いつでも、どこでも、誰もが楽しくできる健康づくりということで、いろんな考案をしております。そういうところで、今後、今日ご提案いただきました点も参考にしながら、いろいろ調査、研究を進めていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

議長（田中榮太郎君） 教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） 矢野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず先ほど出されました出席等の問題でございますが、これは今後協議等の動静を見守っていきたくと思えますが、現時点におきまして、やはり教育現場ということ、あるいは教育というところから考えましたときに、教育という視点でこの問題を考えていくことがまず大事ではないかなということを考えております。

2つ目に、教員につきましては、これは厳しい指導が必要であるかと、当然これは考え

ております。

それから、児童・生徒への指導はどのようにしているかということでございますけれども、これはまず県からの指導によりまして、子どもたちが今どのような事情にあるかということを一入ひとり教師が問いしたり、あるいはチェックカード等を使いましてチェックしていったところでございますが、その中で出てきたことにつきましては、すべて対応し、指導しているところでございます。ちなみに、先ほど議員がおっしゃいました事例につきましては、教育委員会も把握しておりますし、現在も指導中でございます。

もう一つは、いじめへのメッセージなのですが、一番最新に出ましたのがこれでございます。これは県の教育委員会が県内の全小学校、中学校生徒に配付したものでございます。ちょっと見にくいのですが、「どうしたの 電話なら話せることあるよね 心のダイヤル077-516-2233・2255」で、滋賀県子ども子育て応援センターから出しているものです。これを、全児童・生徒に配付しております。そして、このことも保護者に対して指導をしておる状態でございます。

もう一点ですが、電話をかけられない子どもに、ではどうしたらいいかということですが、これはごく最近出てきました。これも県の教育委員会から出てきているのですが、12月20日に出る予定なのですが、A版で、そういうことがあったらこれを封筒にして送ってねというような用紙を配付する予定になっております。

もう一つ、先ほど教育長から自治意識ということがあったと思いますけれども、県の教育委員会から最高限度額3万円ということで、児童会あるいは生徒会でこのような取り組みをした場合に、自分たちで計画して、それを県の方でファックスで送ります。生徒指導班というのがありますが、そこで審査して、また返ってきて、では頑張ってやってねという形でやるような取り組みが、今始まっているところでございます。例えば、その中にはいじめについてのビデオを見るとか、そういうことを含めまして県も対応しておりますので、私どもといたしましては、それをいかに各校、あるいは子どもたちに浸透させて取り組んでいくかという指導を大事にしていきたいと考えております。

それから、カウンセリングにつきましては、生徒あるいはいじめに関しての特定のカウンセリングについては付けておりません。ただ、課題を持つ子どもたちに対して、例えば生徒指導加配であるとか、そういうような形での加配を幾つか付けておりますので、その中で総体、総合的に解決を、あるいは対応をしていきたいと思っております。と申しますのは、やはりいじめを受けた子ども、あるいはした子ども、これは誰が悪いとかそういうことで

はなく、そこには複雑な課題を持っているということが考えられます。そういうことを総合的にとらえて、そして対応していくことが一番重要であるかと思しますので、そういう視点からも考えていきたいなということを考えております。

最後にですが、その基盤になるのは単に表面的な対応であるというよりも、その心の基盤である心の教育ですね。豊かな心、人を大事にする、そういうことをやはりしっかりと教育してくことをまずベースとしてしっかりやっていく中で対応していくことが非常に重要であるかと思しますので、そのように考えております。

以上で回答とさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 矢野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今、ご紹介をいただきました事例集の中の各地の内容を見させていただきますと、ボランティア資源の有効活用につきましては、受け入れ側の体制が大事であると考えておりますので、自主防災の組織化と共に、できるだけ早い時点で確立をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） 最後に、2番目の学校いじめの問題に関して1点だけ伺わせていただきます。

先日、野洲市からいじめ問題の現状と取り組みについてのご報告がありました。その中で、平成18年度4月から9月は発生件数はゼロ件、10月以降は8件と報告がありました。ここで質問でございますが、このいじめの査定はどのようにされたのが件数として上がってくるのか。また、ゼロ件と報告されましたが、本当にこれはよいことだと私は思いますが、本当にゼロ件だったのか、また報告を出さなかったのか、見解を伺います。

いずれにしても、学校は子どもたちが幸せに楽しく、幸せに勉学に励むことが大事であると思います。これに我々大人が努めることが責任だと思っております。一刻も早い解決をされることを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

議長（田中榮太郎君） 教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） 件数がふえたことがございますけれども、今まで県が示しておりました基準よりも、やはり疑わしき、気になること、そういうことを全部含めて報

告しなければいけないということがありました。そのことが大前提でございます。

したがって、教育長も校長会の中ではすべて出していけというふうな強い指示がありました。その中での結果でございます。

もう一つ、危惧しておられますゼロ件ということでございますが、ゼロ件であるかどうかということも大事なのでございますが、今後ゼロ件だから安心するということは決してなく、私どもも計画的に訪問したりしながら、常に子どもたちの現状、服装の乱れとかすべて含めまして、そのことを見取っていくということ、あるいは何か変化がありましたら、すぐに対応していく。そのことについて教師が危機意識を持ち、あるいはその視点を持って日々対応していくという指導をしっかりとしていきたいと思っております。

以上でご回答とさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 次に、通告第8号、第7番、西本俊吉君。

7番（西本俊吉君） 7番、西本俊吉です。平成18年第8回議会の一般質問において、私は市民の生活の安全を守るという立場から質問を展開させていきたいと思っております。

多くの行政課題、施策の中において、最も重視され、かつ生命を脅かす危険性に対しては、行政として最優先に対応されるべき課題です。今回、私は本市における道路に関する施策について質問を行います。

大津湖南区域の都市計画道路整備について、計画に基づき決して早いスピードとは感じませんが、逐次着手され、完成を見ている部分も見受けられます。

そこで、第1点目に、大津湖南都市計画道路整備事業の中で、本野洲市に関わる工区全体の22の路線、工区別に現時点での事業の進捗状況並びに今後の事業見通しについてお尋ねします。付け加えて申し上げるならば、大津湖南での本市の道路行政は、大変遅れている感じを持っておりますが、いかがでしょうか。

次に、野洲川幹線の整備は何年後に完成する見込みでしょうか。現在、野洲川橋西詰の交差点は、野洲小学校に通う児童の歩行をはじめ、通勤、通学自転車から大型トレーラーに至るまで、さまざまな車両等が交差点に進入し、その車両の進行方向も一定でなく、非常に危険な状態が慢性化しております。

また、交通停滞も常態化し、先月たまたま私がこの現場を通りかかったときにも、事故直後の現場の惨状を見ました。ここにおいては、ルールやマナーも本来通じにくい、いわば強い者勝ちのようなありさまになっております。今まで、地元自治会や市民からの要望、県道の関係で県議会において青木愛子県会議員、さらには本議場では山本勇作前市会議員

をはじめ、多くの議員からも質問が出されているように聞いております。

野洲川幹線の整備は、どのような障害があって事業進捗が図れないのか。その原因をお尋ねしますと共に、市としての積極的な考えを示していただきたく求めるものです。

次に、野洲駅北口線とこれに接続する野洲川幹線の完成はいつごろになりますか。現在、道路予定地と思われるところには、新たな建築物も建ってきております。計画に基づき、事業推進を図ることは基本ですが、この野洲駅北口線の既存の道路部分、野洲駅北口から市三宅三差路までの市道について、路線バスやマイクロバス、通勤者の自家用車などの交通量も多く、道路面の傷みも相当激しい状態となっています。市内幹線道路の中でも、私は一番ひどい状態だと感じています。この箇所の改良工事を、都市計画道路野洲駅北口線の第1期工事として先行してお取り組みいただくお考えはお持ちではないでしょうか。

以上、市民の安全のために、また道路の危険箇所の解消並びに旧中主町における玄関口にあたります野洲駅北口の快適な道路環境を目指し、積極的な施策の展開を求めつつ、質問といたします。

以上。

議長（田中榮太郎君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） それでは、西本議員の道路の整備と安全対策についてお答えをいたします。

まず、大津湖南全体における、特に道路に係る都市計画事業の進捗状況であります。野洲市内では、都市計画決定済みの道路は議員ご指摘のように現在22路線あり、総延長にしまして74.8キロあります。このうち、整備済み延長は平成17年度末で48.28キロメートルであり、整備率は64.5%でございます。

都市計画道路につきましては、良好な市街地の形成の基礎となり、また都市機能の円滑な維持向上に寄与することから、今後も引き続き整備、充実に努めてまいります。

次に、野洲川幹線の整備と西詰交差点についてでございますが、野洲川幹線は守山市の今浜から栗東市上砥山までの全長約16キロで、幅員が20メートルから24メートルということで都市計画決定がなされています。そうしたことから、一部野洲川左岸の河川管理道を占領いたしまして、一部現在市道に認定しているところでございます。

こうしたことから、野洲川沿線の守山市区域及び当野洲地域におきましては、この区間は未整備であります。この整備時期についてであります。その時期は現在未定でございます。

次に、西詰交差点についてであります。議員が言われますようにこの交差点は変則五差路でありまして、大変危険な状態でありまして、信号の設置及びその前提となります交差点改良については、平成14年度より道路管理者であります滋賀県と共に、関係します琵琶湖河川事務所、公安委員会などと協議を続けているところでございます。現場が変則的であることなどから、事業化に至るには困難な条件も多く、協議に時間を要している現状でございます。

現在、この取り組みの状況でございますが、関係者からの意見などがようやく出そろってきた状態でございます。これから、これらのことを調整して、できるだけ早い時期に最終的な交差点改良の形を関係者で決定していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

続きまして、野洲駅北口線と野洲川右岸線についてでございますが、まず野洲川右岸線につきましても、昨年度乙窪地先まで整備し、一部供用開始しております。当面は、県道守山中主線、竹生地先でございますが、との接続を目途に、鋭意整備に努めてまいります。

また、野洲駅北口線につきましても、市道市三宅小南線の接続まで共用しておりますが、その先線は諸課題があり、現段階では整備時期は未定でございます。

なお、野洲駅北口線の既設の区間、野洲駅北口から市三宅地先までの区間の補修につきましては、現在の路線の傷みぐあいと他の路線との状況を勘案する中で、補修につきましてはバリアフリーの整備を含め、二、三年先をめどに整備する考えでございます。

以上、お答えといたします。

議長（田中榮太郎君） 西本俊吉君。

7番（西本俊吉君） 今、お答えをいただいたわけですが、再質問に入らせていただきます。

この都市計画道路整備事業に着手されてから、もう相当年数が経っていると思います。私の記憶では、西河原地先の都市計画道路が整備されてからもう25年は経っているのではないかと思います。それで進捗率が全体で64.5%ですか、延長で48.28キロですから。非常に市民の方、率直に言いますけれども、悪い言葉でいくとお役所仕事やなというような表現で我々もよく聞きます。

そういう意味で、すべて同時には無理なのは、これは誰もわかっていることなわけですけれども、やはり必要として線引きをし、計画を立てたのであれば、少なくとも幹線につい

ては積極的にその時点から着工されるのが本来ではなかろうかと思えます。そういう意味において、この次の例で申し上げておりました野洲川幹線についても、隣接する守山市並びに栗東市との調整も必要かもわかりませんが、国道 8 号線から下、右岸線全体を見ても、あの交差点の非常な危険性というものは、通る者が身をもって危険性を感じるような状態です。

私は、その部分的な地域においてでも、ここに私の言葉で言うならば、前倒し的にあそこを先に何とかならないかと。その後で前後を取り付けるような形でもいいのではないかと。道路は上から、川は下からという工事の鉄則はありますけれども、やはりあそこで、たとえ 1 名の市民の命でも、車に巻き込まれて悲惨な状況があったとき、これを一体誰が責任を持つのですか。私はそんな猶予のことを言っている状態ではないと思うのですね。

確かに、この工事全体、野洲川橋の右折だまりをつくるための拡張工事、いろんなものを勘案すると、せんだって調べてみましたら 20 億ぐらいかかるように聞いております。非常に経費的にもかかりますけれども、人の命にはかえられないというところで、積極的な工事展開というのですか、着手を求めておきたいと思えます。

さらに、野洲北口線、やっとそのうち二、三年という形という形で見えてまいりました。それでは、質問を重ねてきた効果があるわけなのですけれども、本当にひどい状態なのですね。

先日、私は野洲駅から路線バスに乗りました。その断面の傷みのきつさに、一番後ろに乗ったときにバウンドした勢いで自分の体がどーんとアップしてしまうのですね。決してスピードを出していません。運転手も一番よさそうなところを選んで、右に左にハンドルを切りながら走っております。前方を見ましたときに、ウインドー越しに道路の面、前方の風景が上下に泳ぎ、大変激しく揺れるような状態です。

せっかくここまでお答えいただいているのですけれども、もう一度その二、三年をせめて 19 年度というような形で何とかならないか、再度前向きなお答えを求めておきたいと思えます。

以上です。

議長（田中榮太郎君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） 再度のご質問にお答えしたいと思います。

まず、西詰交差点につきましては、できるだけ早く県に着工していただくよう要望もしてまいりたいと思えます。また、市もそうした案を十分協議しながら、早く交差点の改良

を決定していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

そして、北口線の既設の道路につきましては、先ほども答弁いたしましたようにできるだけ早くということで、他の路線もありますので、そういうようなこともらみながら、できるだけ早い時期にバリアフリーとあわせて整備をしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（田中榮太郎君） 西本俊吉君。

7番（西本俊吉君） 私の質問に対して、都市建設部長からの前向きなお答えをいただいているのですけれども、ここで市長に要望というのですか、私の気持ちを聞いていただきたいと思います。

本当に命というものの尊さ、それを感じてあれば、今、私が申し上げた野洲川橋西詰は、緊急にやるべき施策としての価値があるわけなのですね。そういう意味において、あの変則五差路をどのようにもっていくのか。ただ、大津湖南の道路整備計画の幹線道路としての位置付け、それとあわせて、それがいつ着工できるかわからないというようなものであるならば、今の野洲川左岸の途中での進入路を変更してでも、言うならば下流域における県道の小島野洲線だと思うのですけれども、そこへ一旦下流から上がってこられた車両等について、そちらの方へ誘導しながら小島線と野洲川上流の1線、そして旧中山道というのですか、その道を1線として四差路にもっていく方法もあるのですね。当然、二十何メートルからの幹線道路の完成、これはある意味では大きな事業計画で、完成いつまでということは無理かもわかりませんが、その方法であれば、琵琶湖河川事務所なり県の土木、交通、そしてその地域であります野洲市が一つのプロジェクト的にそういうものを何とかしようという考えに立っていただければ、比較的早期に解決することも可能だと私は思います。

何とか、最善の策がどうしても時期的にかかるのであれば、やはり次善の策的な部分も考え合わせながら、あそこで大きな事故、悲惨な事故が起こらないことを願いつつ、市長からのご答弁を求め、私からの質問を終わります。

議長（田中榮太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） いろいろとご意見があるようでございますが、これは西本さんより私の方が長いこと関わっていますので、今おっしゃっている道をこっちからこうしたら、こうした方が簡単に付くやないかとおっしゃることは、絶対に許されるべきことで

はないですよ。そんなことは、私は今までから強く言っています。なぜなのか、県会議員の個人のお名前も出されましたけれども、私も聞きたいのですが、県の道路計画のアクションプログラムに載っていないのですよ、あそこが。だから手が付けられないというのが実態なのです。そのアクションプログラムを誰がつくったのだと。私は絶えず道路業界の総会、そういう類の会議で、部長、知っておいてくれるな、言っているのですよ。

もう一つ、いろんなことを言いますが、三上の小学校の前の交差点、あれもそんなのですよ。誰がアクションプログラムを決めたのだと。今回、この間新しい知事さんとお話をする機会がございました。何か野洲市の市長さんのおっしゃるとおりです、大きい道は後にしましょうと、たちまち生活道路を優先にアクションプログラムを前倒して見直しをしましょうと。大きいことはできません、金がないから。小さいところからやりましょうと。各町村から5カ所ずつ出していただきます、その中で県が選択してやっていきますと、こういうお言葉をいただきました。それで、私も若干安心はしているのですが、しかしそれがどうなっていくのか。

もう一つ、技術的にああしたらいい、こうしたらいいという、素人の我々も考えますが、絶対あそこは橋があり、河川法の適用があり、また橋脚の構造の面から言って、かなり一つ一つが難しいのですよ。もう一つ一番困っているのは、困っているという責任をそこへ転嫁することになるのですが、公安委員会の皆さんがお考えになりますと、決してあそこは交差点を5つにしたらいけないと言うのです。もっと言いますと、センコー運輸さんが奥にあるのですよ。あそこを出ていくときに、琵琶湖取り付け道路に行くときに、自動車が行き違いができないのですよ。そこへセンコー運輸さんを誘致した。これも問題があるのですね。だから、あの辺の道はああしたらいい、こうしたらいいではなしに、総体的に見直さないといけない。そういうことを含んで、アクションプログラムの中に入れてもらおうと。このアクションプログラムの中に入れなかったら、道はかかりません、県は。

そういうことですから、いろんなことはあるのですが、我々も決してほっておきません。私もこれだけ長く行政をあずかっておりますので、いろんな面でお願いをしております。一日も早く何とかしたいという思いは持っております。

その辺でご理解をいただいております。

議長（田中榮太郎君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中榮太郎君) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明14日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。(午後3時57分 延会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成18年12月13日

野洲市議会議長                    田 中 榮太郎

署 名 議 員                    小 菅 六 雄

署 名 議 員                    原 田        薫